

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年11月10日
【発行者名】	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 渡辺 幹文
【本店の所在の場所】	東京都港区白金一丁目17番3号
【事務連絡者氏名】	小河原 康男
【電話番号】	03-5447-3150
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	アクサ・ローゼンバーグ日本株式ロングショート・ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	継続募集期間 （平成22年11月11日から平成23年11月10日まで） 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 第一部【証券情報】

### (1) 【ファンドの名称】

アクサ・ローゼンバーグ日本株式ロングショート・ファンド（以下「ファンド」又は「当ファンド」といいます。）

### (2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・格付は取得しておりません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載又は記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載又は記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

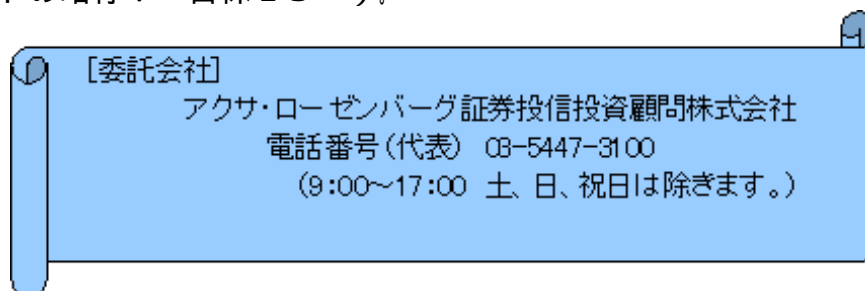
### (3) 【発行（売出）価額の総額】

2,000億円を上限とします。

### (4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

直近の基準価額につきましては、販売会社（後記「（8）申込取扱場所」を参照。）又は委託会社の以下の照会先に問い合わせることにより知ることができるほか、計算日の翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄にも基準価額が掲載されます（当ファンドの略称：“日株LS”）。



「基準価額」とは、ファンド資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます（但し、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。）。

### (5) 【申込手数料】

・申込手数料は、販売会社が別途定めるものとします。但し、申込手数料率は3.15%（税抜3.00%）を上限とします。

・「自動けいぞく投資<sup>\*</sup>契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

<sup>\*</sup>自動けいぞく投資とは、収益の分配がなされた場合、収益分配金より税金を差し引いた後、自動的にファンドに再投資するものです。受益権の取得申込みを行なう投資者は、当

該販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を締結します。また、当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(6) 【申込単位】

- ・申込単位は、販売会社が別途定めるものとします。
- ・但し、自動けいぞく投資契約に基づき収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

(7) 【申込期間】

平成22年11月11日から平成23年11月10日とします。  
上記申込期間は、新たに有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

日興コーディアル証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号  
(以下、上記の会社を「販売会社」ということがあります。)  
上記販売会社の日本における本・支店・営業所等で取扱います。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、販売会社が指定する期日までに、お申込金額を販売会社にお支払いいただきます。お申込金額には利息は付されません。  
申込期間における各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

お申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

(11) 【振替機関に関する事項】

本ファンドの受益権に係る振替機関は以下の通りです。  
「株式会社証券保管振替機構」

(12) 【その他】

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

< 参考 >

投資信託振替制度とは

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

###### ファンドの目的

日本の株式市場全体の変動及び金利動向にかかわらず、絶対値基準での信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

###### ファンドの基本的性格

当ファンドは、追加型投信 / 国内 / 株式 / 特殊型（ロング・ショート型）に属しています。

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「国内」「株式」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「特殊型（ロング・ショート型）」とは、目論見書又は投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追及を目指す旨の記載があるものをいいます。

以下は、社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しており、当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

##### 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	補足分類
単位型  追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 ( ) 資産複合	インデックス型  特殊型 (ロング・ショート 型)

##### 属性区分表

投資対象資産	決算年度	投資対象地域	投資形態	特殊型
--------	------	--------	------	-----

株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回	グローバル 日本 北米	ファミリー ファンド	ブル・ベア型  条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ( )	年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ( )	欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ファンズ	ロング・ショート 型
不動産投信				
その他資産 (投資信託証券 (株式))				
資産複合 ( ) 資産配分固定型 資産配分変更型				

「その他資産（投資信託証券(株式)）」とは、目論見書または投資信託約款において主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産である投資信託証券や親投資信託（マザーファンド）等に投資する旨の記載があるものをいい、「投資信託証券（株式）」とは、組入れている投資信託証券の実質的投資対象資産が株式であるものをいいます。

「年1回決算」とは、目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。

「日本」とは、目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

「ロング・ショート型」とは、目論見書又は投資信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追及を目指す旨の記載があるものをいいます。

商品分類・属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp>) をご参照ください。

#### 信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、2,000億円を限度として信託金を追加することができます。但し、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることに、当該限度額を増額することができます。

#### ファンドの特色

当ファンドは、ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の受益証券及び国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B) 適格機関投資家私募」の受益権を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。

当ファンドがおおむね投資信託財産総額の90～95%程度を投資することを予定しているケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」は、日本の株式市場を対象に、個別銘柄の株価が企業の財務特性、利益成長に対する投資家の期待などから形成される「適正価格」に比べて「過小」に評価されている「割安銘柄」を買付け（ロング）、「過大」に評価されている「割高銘柄」を売付け（ショート）、ロングとショートをほぼ同金額ずつ組み合わせることにより、日本の株式全体の上昇・下落にかかわらず、日々円LIBOR90日物で運用したときに得られる投資収益を指数化したものを中・長期に上回る収益の獲得を目指すファンドです。

また、当ファンドがおおむね投資信託財産総額の5%程度を投資することを予定している国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家私募」は、親投資信託「アクサ ローゼンバーグ日本円マネー・プール・マザー・ファンド 適格機関投資家私募」の受益証券に投資を行ない、実質的に本邦通貨表示の公社債等に投資を行なうことで、利息等収入の確保を目指し、日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものを、中・長期に上回る収益の確保を目指すファンドです。

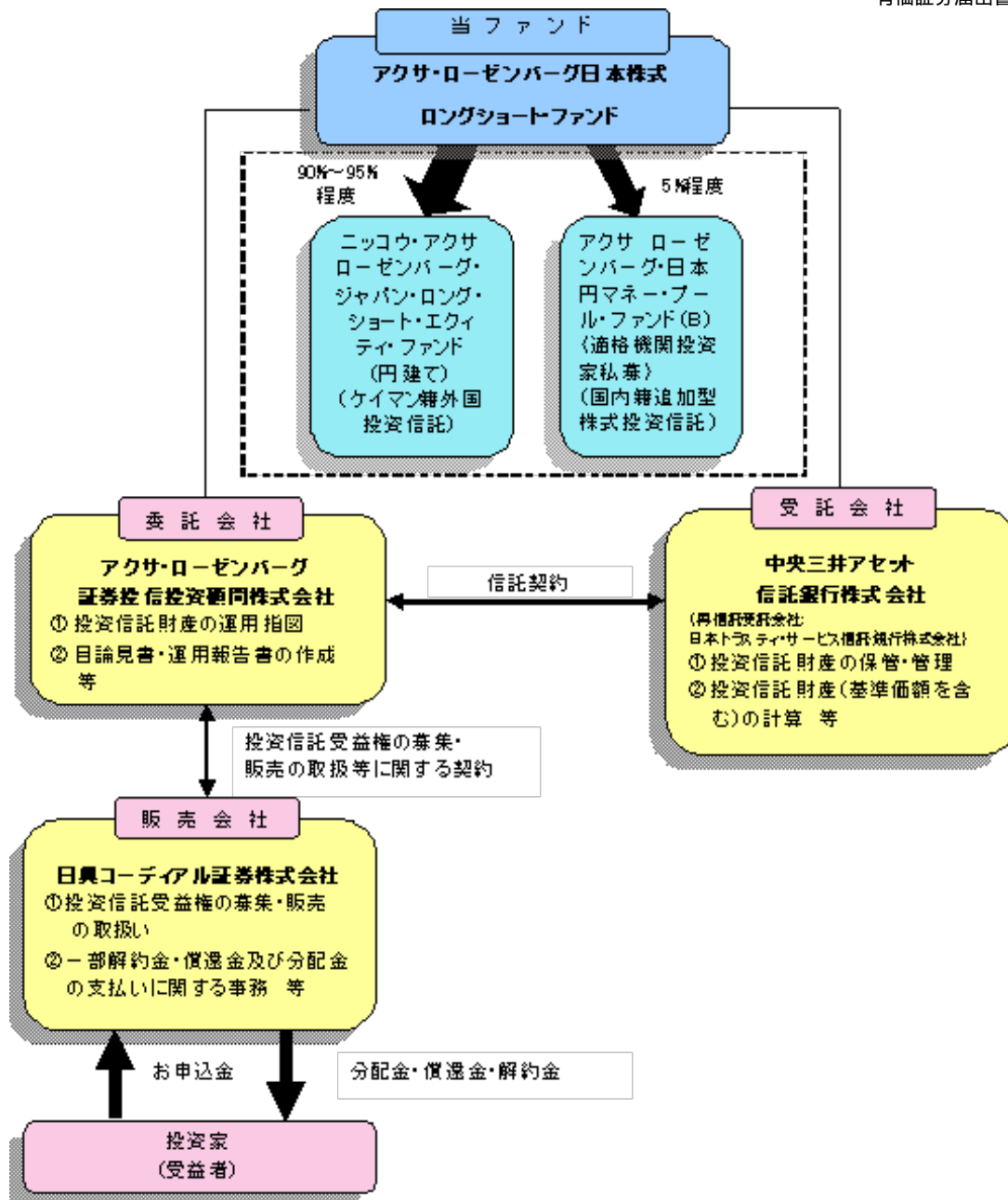
当ファンドは、上記2つの投資信託に投資することにより、日本の株式市場全体の変動及び金利動向にかかわらず、絶対値基準での投資信託財産の中・長期的な成長を図ることを目指します。

## (2) 【ファンドの沿革】

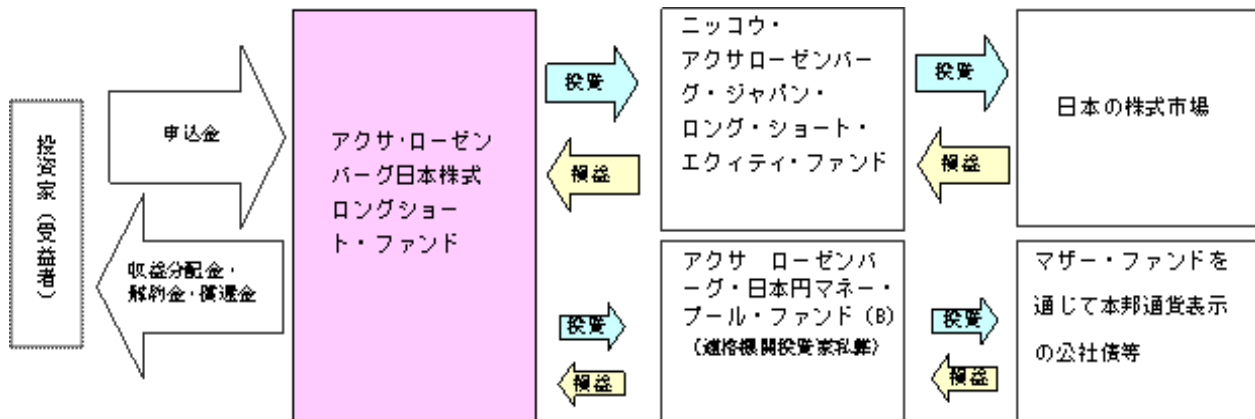
平成18年8月29日 ファンドの信託契約締結、当初設定、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンド運営の仕組み



## ファンド・オブ・ファンズの仕組みについて



## 関係法人の名称及び役割

## 1) 委託会社

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社（以下「当社」又は「アクサ・ローゼンバーグ」ということがあります。）

- ・投資信託約款の届出・受託会社との信託契約の締結
- ・投資信託財産の運用指図
- ・投資信託財産に組み入れた有価証券の議決権等の行使の指図
- ・目論見書及び運用報告書の作成
- ・投資信託財産に関する帳簿書類の作成 等

## 2) 販売会社

日興コーディアル証券株式会社

- ・委託会社との投資信託受益権の募集・販売の取扱等に関する契約の締結
- ・投資信託受益権の募集及び販売の取扱い
- ・信託契約の一部解約の取扱い
- ・受益者に対する一部解約金及び償還金の支払い
- ・収益分配金の再投資
- ・目論見書及び運用報告書の交付
- ・取引報告書及び取引残高報告書の交付 等

## 3) 受託会社

中央三井アセット信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本トラスティ・サ・ビス信託銀行株式会社）

- ・委託会社との信託契約の締結
- ・投資信託財産の管理・保管
- ・投資信託財産（基準価額を含む。）の計算 等

## 委託会社の概況（平成22年9月末日現在）

- 1) 資本金： 4億5,000万円
- 2) 沿革

昭和62年（1987年）	ローゼンバーグ・アセット・マネジメント株式会社として日本において業務開始。
--------------	---------------------------------------

昭和63年（1988年）	投資顧問業登録、及び、投資一任業認可取得。
平成8年（1996年）	「ローゼンバーグ・ノムラ・アセット・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成11年（1999年）	アクサ・グループとの資本・業務提携に伴い、「アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント株式会社」に商号を変更。
平成14年（2002年）	アクサ・グループ内の「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」より、当該会社の投資顧問業務を事業譲受け。
平成15年（2003年）	投資信託委託業認可取得。「アクサ・インベストメント・マネージャーズ東京リミテッド」の投資信託委託業務を事業譲受け、同会社の日本における業務を統合。
平成18年（2006年）	証券業登録、商号を「アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社」に変更。投資顧問業務、投資信託委託業務、及び証券業務を併営。
平成19年（2007年）	金融商品取引業者（第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資助言・代理業、投資運用業）登録、登録番号：関東財務局長（金商）第16号

## 3) 大株主の状況

名称	住所	所有株数	所有比率
アクサ・インベストメント・マネージャーズ・エスエー	フランス共和国92932パリ ラ・デファンス セデックス、エスブランド・デュ・ジェネラル・ドゥ・ゴール、100、トゥール・ベラ・デファンス4、“クール・デファンス”	25,798株	65.9%
アクサ・ローゼンバーグ・グループ・エルエルシー	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 オリンダ スィート100 E オリンダ ウェイ4	13,365株	34.1%

## 〔 アクサ・ローゼンバーグ・グループについて 〕

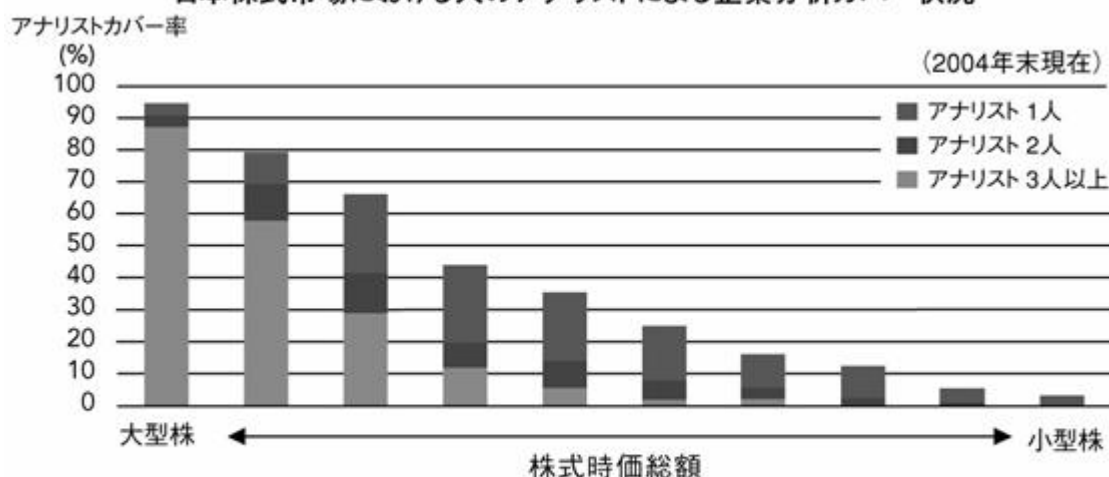
- n アクサ・ローゼンバーグは、株式の定量モデル開発における世界的権威バー・ローゼンバーグ博士が、最新の学術的な成果を基礎に株式システムティック運用専門機関として1985年に設立したローゼンバーグ・インスティテューショナル・エクイティー・マネジメントを前身としています。
- n 1999年1月に世界最大級の保険・資産運用グループA X A（アクサ）と提携し、現在は、アクサ・ローゼンバーグ・グループとして、米国の持株会社のもとでグループ一体となった研究開発及びシステムサポート体制を敷き、グローバルにビジネスを展開しています。
- n アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問は、アクサ・インベストメント・マネージャーズの幅広い商品とサービスを提供するとともに、アクサ・ローゼンバーグの運用拠点としての役割を果たしています。

### アクサ・ローゼンバーグの強み

幅広い投資ユニバースを1銘柄も抜け落ちることなく分析し、さまざまな投資機会を的確に捉えます。

アクサ・ローゼンバーグは、最新のコンピュータ・テクノロジーを駆使し、全世界の株式市場約23,000社、日本株式市場においては約3,700社の幅広い投資ユニバースを、1銘柄1銘柄、抜け落ちることなく、日々一貫した統計的手法により分析しています。したがって、人のアナリストがカバーしていない市場の非効率性が生じやすい市場においても、さまざまな投資機会を的確に捉えることが可能です。多数の銘柄を含む幅広い投資ユニバースから、さまざまな投資機会を捉えて投資することができる点が、当社の強みです。

日本株式市場における人のアナリストによる企業分析カバー状況



アナリストが見ていない

ミsprayの可能性

(出所:IBES資料からアクサ・ローゼンバーグ作成)

移ろいやすい市場の雰囲気流されることなく、企業収益の客観的予想に基づき、常に冷静な投資判断により、投資機会を捉えます。

アクサ・ローゼンバーグは、独自開発の定量モデルによるシステムティックな運用を行ない、常に客観的な予想に基づき冷静な投資判断とポートフォリオ運用を行なうことが可能です。陥りがちな、過度な楽観論による株価の高値追いや過度な悲観的見方による売られすぎといった局面においても、常に冷静な投資判断により、投資機会を捉えることが可能です。



## 2 【投資方針】

### (1) 【投資方針】

ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の受益証券及び国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家私募」の受益権を主要投資対象とし、日本の株式市場全体の変動及び金利動向にかかわらず、絶対値基準での信託財産の中・長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。

ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の受益証券及び国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家私募」の受益権に対する投資比率はおおむね以下の通りとします。

- 1) 「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」……投資信託財産の純資産総額の90%～95%程度  
・日本の株式の買いポートフォリオと売りポートフォリオをほぼ同額となるように組み合わせることにより、日本の株式市場全体の変動にかかわらず、絶対値基準での信託財産の中・長期的な成長を図るファンドです。
- 2) 「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家私募」……投資信託財産の純資産総額の5%程度  
・親投資信託「アクサ ローゼンバーグ日本円マネー・プール・マザー・ファンド 適格機関投資家私募」の受益証券に投資を行ない、実質的に本邦通貨表示の公社債等に投資を行なうことで、利息等収入の確保を目指し、日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものを、中・長期的に上回る収益の確保を目指すファンドです。

資金動向若しくは市況動向により、又は残存元本等が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

各投資信託証券等への投資は、原則として、投資対象資産に着目し、市場環境および投資対象ファンドの収益性などを勘案して決定します。

ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の運用の特色

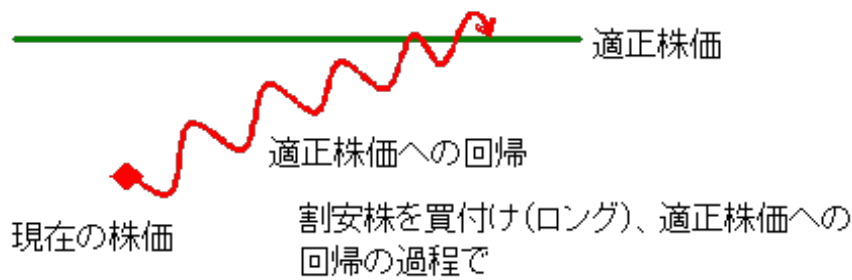
日本株式を対象としたロング・ショート戦略により運用し、日本の株式市場全体の変動及び金利動向に関わらず、絶対値基準での成長を目指します。

### 《ロング・ショート戦略》

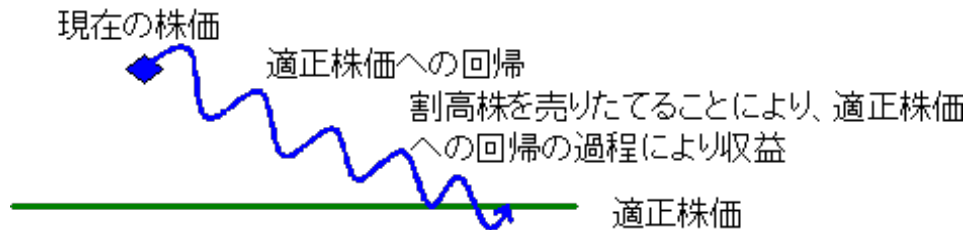
ロング（買建て）・ポートフォリオとショート（売建て）・ポートフォリオをバランスよく良く組み合わせることにより、株式市場全体の方向性に関するリスクを相殺し、市場全体が上昇するか下落するかに関わらず、絶対値基準での信託財産の中長期的成長を目指します。

株価には、企業の財務特性、利益成長に対する投資家の期待などから形成される「適正価格」が存在します。しかしながら、現実の株式市場では一時的な不均衡が存在し、「適正価格」に比べ「過小」又は「過大」に評価されている銘柄が多数存在しています。これらはいずれ「適正価格」に回帰していきます。

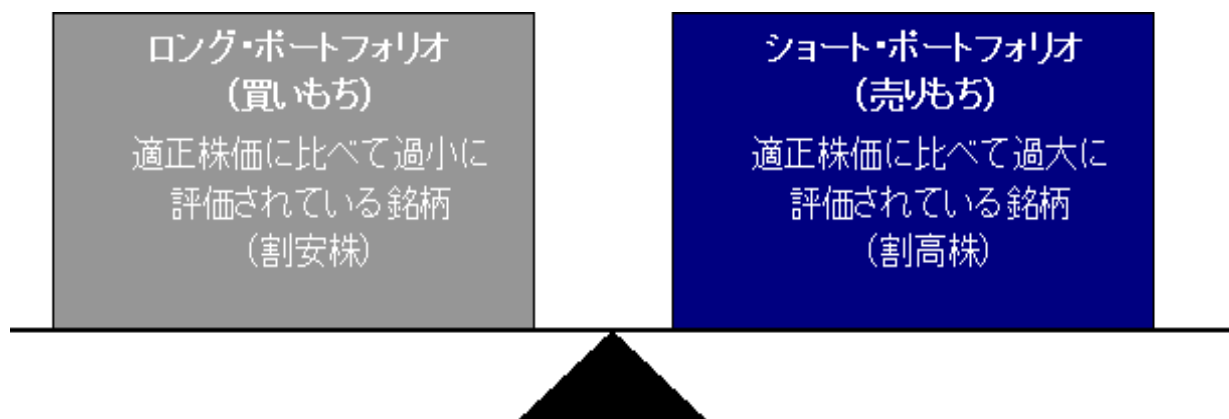
### 割安株(ロング・ポートフォリオ)のイメージ



### 割高株(ショート・ポートフォリオ)のイメージ



この「適正価格」から一時的に乖離した銘柄のうち、「過小」に評価されている「割安株」を抽出してロング（買建て）・ポートフォリオを構築し、「過大」に評価されている「割高株」を抽出しショート（売建て）・ポートフォリオを構築し、その2つをバランスよく組み合わせることにより、ポートフォリオを構築します。

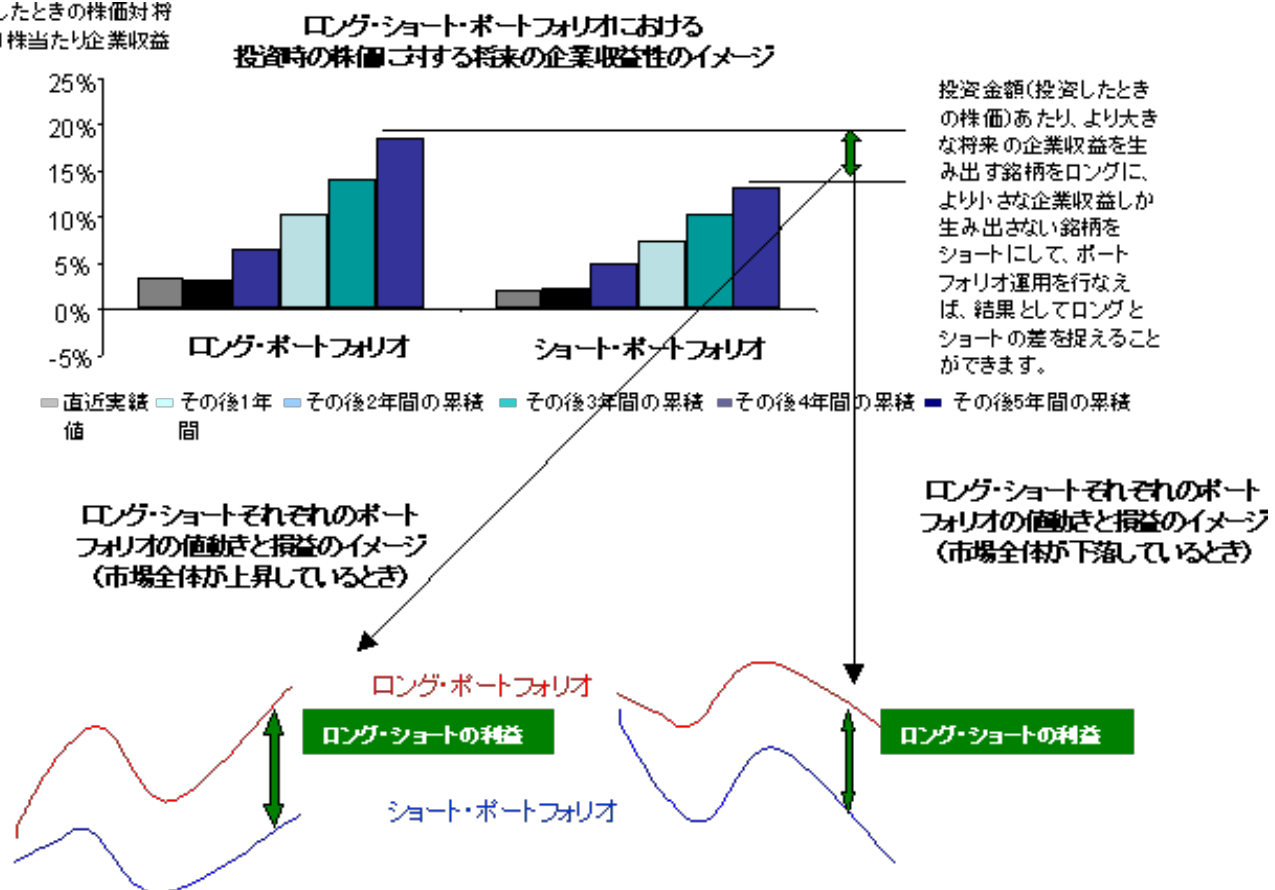


ロング・ポートフォリオの金額とショート・ポートフォリオの金額が、等金額となるよう、リスクコントロールを行います。

### 《収益の源泉》

将来の収益性に対して株価が割安だと判断される銘柄群によって構成されるロング・ポートフォリオは、一般的に、ショート・ポートフォリオに比べて、株式相場上昇時に上昇率が大きく、下落時には下落率は小さくなる可能性が高いと考えます。割高と判断される銘柄によって構成されるショート・ポートフォリオは、一般的に、ロング・ポートフォリオに比べて、株式相場上昇時に上昇率が小さく、下落時には下落率が大きくなる可能性が高いと考えます。従って、株式相場の上昇や下落にかかわらず、このようなロング・ポートフォリオとショート・ポートフォリオの株価の値動きの違いによるパフォーマンスの差が、収益の源泉です。当ファンドは、その収益の源泉を捉えて、日本の株式市場全体の変動に関わらず、絶対値基準での成長を目指します。

投資したときの株価対将来の1株当たり企業収益



### 《銘柄選択》

ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の運用再委託先でもあるアクサ・ローゼンバーグは、最新のコンピュータ・テクノロジーを駆使し、世界の株式市場で約23,000社、日本株式市場においては約3,700社の幅広い投資ユニバースを、1銘柄1銘柄抜け落ちることなく、日々一貫した統計的手法により分析しています。従って、アナリストがカバーしていないことにより市場の非効率性が生じやすい市場においても、様々な投資機会を的確に捉えることが可能です。多数の銘柄を含む幅広い投資ユニバースから、様々な投資機会を捉えて投資することができる点が、当社の強みです。

アクサ・ローゼンバーグは、独自開発の定量モデルによるシステムティックな運用を行ないますので、常に客観的な予想に基づく冷静な投資判断とポートフォリオ運用を行なうことが可能です。陥りがちな、過度な楽観論による株価の高値追いや過度な悲観的見方による売られすぎといった局面においても、常に冷静な投資判断により、投資機会を捉えることが可能です。

### 《ショート・ポートフォリオの構築》

ショート（売建て）ポートフォリオの対象となる銘柄については、売り注文後速やかにプライム・ブローカーを通じて借株が行なわれます。これにより売り持ちされた売建てポートフォリオが構築されます。

借株に際し、担保が必要な場合は、ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の投資信託財産をもってこれを提供します。

ロング・ショート戦略を行なう際の運用プロセス、リスク管理等については、「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 1 ファンドの性格 2 投資方針 (3) 運用体制」もご参照下さい。

## (2) 【投資対象】

### 主な投資対象

ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の受益証券及び国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B) 適格機関投資家私募」の受益権を主要投資対象として、実質的に日本の株式市場及び本邦通貨建ての公社債等に投資を行ないます。

### 投資の対象とする資産の種類（信託約款第17条）

当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
  - イ)有価証券
  - ロ)金銭債権
  - ハ)約束手形
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ)為替手形

### 有価証券の指図範囲等（信託約款第18条第1項）

委託者は、信託金を、主としてケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の受益証券及び国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B) 適格機関投資家私募」の受益権のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- イ)コマーシャルペーパー
- ロ)外国又は外国法人の発行する本邦通貨表示の証券又は証書で、イ)の性質を有するもの

### 金融商品の指図範囲（信託約款第18条第2項）

委託者は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次の金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- イ)預金
- ロ)指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ハ)コール・ローン
- ニ)手形割引市場において売買される手形
- ホ)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- ヘ)外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

### ファンドが投資対象とする投資信託証券の概要

<ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」>

- 1) 基本方針

ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の投資目的は、価格変動リスクなど一般的な株式投資に係る市場関連リスクを最小限に抑え、株式市場全体の変動及び金利動向にかかわらず、絶対値基準での投資信託財産の中・長期的な成長を図ることにあります。

## 2) 運用方法

### イ) 投資対象

日本株式とします。

### ロ) 投資態度

a) 個別銘柄の株価が企業の財務特性、利益成長に対する投資家の期待などから形成される「適正価格」に比べて「過小」に評価されている「割安銘柄」を買い付け（ロング）、「過大」に評価されている「割高銘柄」を売り付け（ショート）、ロングとショートをほぼ同金額ずつ組み合わせることにより、日本の株式全体の上昇・下落にかかわらず、日々円Libor90日もので運用したときに得られる投資収益を指数化したものを中・長期に上回る収益の獲得を目指します。

ロング・ショート戦略に関する説明は、前記「2 投資方針（1）投資方針」をご参照ください。

b) 銘柄選択から、ポートフォリオの構築、売買指示、最適化にいたる一連の投資意思決定プロセスは、委託者が独自に開発した定量モデルにより行ないます。

c) 銘柄選別は、個別企業の財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の各項目及び企業収益の変化等の要因からみた割安度、割高度に着目し、個別企業を詳細に分析・評価するというボトムアップ・アプローチにより行なうことを基本とします。

d) ポートフォリオの構築は、主として、ベンチマークに対するリスク特性を計測し、ベンチマークに対する相対リスクをコントロールしながら行なうことを基本とします。

### ハ) 投資制限

a) 一取引先に対する金銭の預託は、純資産額の10%以内とします。

b) 店頭デリバティブ等から発生する一取引先あたりのリスク額合計は、純資産額の20%以内とし、また、欧州連合、米国、カナダ、スイス、及び、日本の金融機関により保証されている預金証書等への投資は、純資産額の30%以内とします。但し、取引先及び金融機関は、S&P社により“A-”以上の格付を付されていることを条件とします。

c) ポートフォリオの純資産額を超えて空売り取引を行ないません。

d) 一企業の発行済み株式の50%以上を取得しません。

e) 流動性に欠ける資産には、純資産額の15%を超えて投資しません。

f) 運用会社は、運用会社又は受益者以外の関係者の利益を図ることを意図したすべての取引を含む、受益者の利益に反する取引及び外国ファンドの資産の適正な運用を阻害する取引を行ないません。

## 3) その他

### イ) 沿革

平成18年8月8日	信託契約締結
平成18年8月30日	運用開始

ロ) 決算日  
毎年9月30日

ハ) 計算期間  
毎年の決算日の翌日から翌年9月30日までとします。

二) 分配方針  
法律の範囲内で期中の取得、払戻し及び分配金を調整した後の各年度の純資産の増加分を決算日に分配する場合があります。

ホ) 申込手数料  
申込手数料はありません。

ヘ) 運用・管理報酬等  
運用・管理報酬等は、計算期間を通じて毎日の投資信託財産の純資産総額に年率0.965%の率を乗じて得た額（日割り計算）の合計額のほか、当該ファンドの運用実績に応じて決定される運用実績報酬が発生します。但し、運用実績がその基準を下回った場合は、運用実績報酬は発生しません。運用・管理報酬等の内訳は以下のとおりです。

運用報酬	基本報酬	計算期間を通じて毎日の投資信託財産の純資産総額に年率0.80%の率を乗じて得た額（日割り計算）の合計額とする。
	実績報酬	円LIBOR90日物で日々運用したときに得られる収益をベンチマークとして、ファンド決算期毎に当該ファンドの運用実績がベンチマークを上回る分の20%とする。
管理報酬	管理会社等報酬	計算期間を通じて毎日の投資信託財産の純資産総額に年率0.15%の率を乗じて得た額（日割り計算）の合計額とする。
	トラスティー フィー	計算期間を通じて毎日の投資信託財産の純資産総額に年率0.015%の率（日割り計算）を乗じて得た額の合計額とする。但し、当該合計額が年間で15,000米ドルに満たない場合は15,000米ドルとし（下限額）、また、合計額が30,000米ドルを超えた場合は30,000米ドルとする（上限額）。

ト) その他の費用  
投資信託財産に係る監査費用、投資信託財産の運用に係る売買委託手数料、外国投資信託において借株した場合の借株料などは投資信託財産から支払われま  
ず。

#### 4) 関係法人

関係法人	名称

運用会社 ( Manager )	トータル アルファ インベストメント ファンド マネジメント カンパニー エス アー
運用委託先(運用受託会社) ( Investment Manager )	アクサ・ローゼンバーグ・インベストメン ト・マネジメント・リミテッド
運用再委託先(運用再受託会社) ( Sub - Investment Manager )	アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問 株式会社

<国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド  
(B) 適格機関投資家私募 」>

1) 基本方針

この証券投資信託は、安定した収益の確保を図ることを目標に運用を行なうことを基本方針とします。

2) 運用方法

イ) 投資対象

アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド 適格機関投資家私募 (以下「マザー・ファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

なお、公社債及び株式等に直接投資を行なう場合があります。

ロ) 投資態度

- a) 主としてマザー・ファンドの受益証券に投資を行ない、安定した収益の確保を図ります。
- b) 日本円無担保コールオーバーナイト物レートにより日々運用したときに得られる投資収益を指数化したものをベンチマークとし、これを中・長期的に上回る運用成果を目指します。
- c) マザー・ファンドの受益証券の組入れは原則として高位を保ちますが、市況動向等によっては公社債及び株式等に直接投資する場合があります。
- d) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。
- e) 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- f) 日本の金融商品取引所において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の取引所(金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下、同じ。)において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかるオプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引を行なうことができます。
- g) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利又は異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引を行なうことができます。
- h) 投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引及び為替先渡取引を行なうことができます。

ハ) 投資制限

- a) 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- b) 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- c) 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- d) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取

得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

- e) 同一銘柄の転換社債及び新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことを予め明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- f) マザー・ファンドの受益証券以外の国内籍投資信託の受益権及び外国籍投資信託の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含みます。）への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- g) 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。

### 3) その他

#### イ) 沿革

平成12年12月21日（投資信託契約締結日）

平成15年3月13日（投資信託契約譲渡日）

#### ロ) 信託期間

平成12年12月21日から無期限とします。

#### ハ) 計算期間

毎年3月11日から翌年3月10日までとします。

#### ニ) 分配方針

毎期、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- a) 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収入及び売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、分配対象額が少額の場合等、委託会社の判断により、分配を行わないこともあります。
- c) 留保益の運用方針については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

#### ホ) 申込手数料

申込手数料はありません。

#### ヘ) 信託報酬

委託会社及び受託者の信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た金額の合計額とし、委託会社と受託者との配分は別に定めます。信託報酬率は、各月毎に決定するものとし、各月1日から各月の翌月の1日の前日までの当該信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じた次に掲げる率とします。

無担保コールオーバーナイト物レートの平均値	報酬率（税込み）
-----------------------	----------

0.20%未満の場合	年0.034125%
0.20%以上 0.30%未満の場合	年0.036750%
0.30%以上 0.65%未満の場合	年0.063000%
0.65%以上 1.00%未満の場合	年0.094500%
1.00%以上 1.50%未満の場合	年0.14700%
1.50%以上 2.00%未満の場合	年0.18900%
2.00%以上 2.50%未満の場合	年0.2310%
2.50%以上 3.00%未満の場合	年0.2730%
3.00%以上 3.50%未満の場合	年0.3150%
3.50%以上 4.00%未満の場合	年0.3570%
4.00%以上 4.50%未満の場合	年0.3990%
4.50%以上 5.00%未満の場合	年0.4410%
5.00%以上の場合	年0.4830%

#### ト) その他の費用

- i) 投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ii) 投資信託財産に係る会計監査費用及び当該会計監査費用に係る消費税等相当額の合計又は一部は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- iii) 投資信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れを行なった場合、借入れにかかる品借料は、投資信託財産から支払われます。
- iv) 投資信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れを行なった場合、借入れの利息は、投資信託財産から支払われます。

#### 4) 委託会社

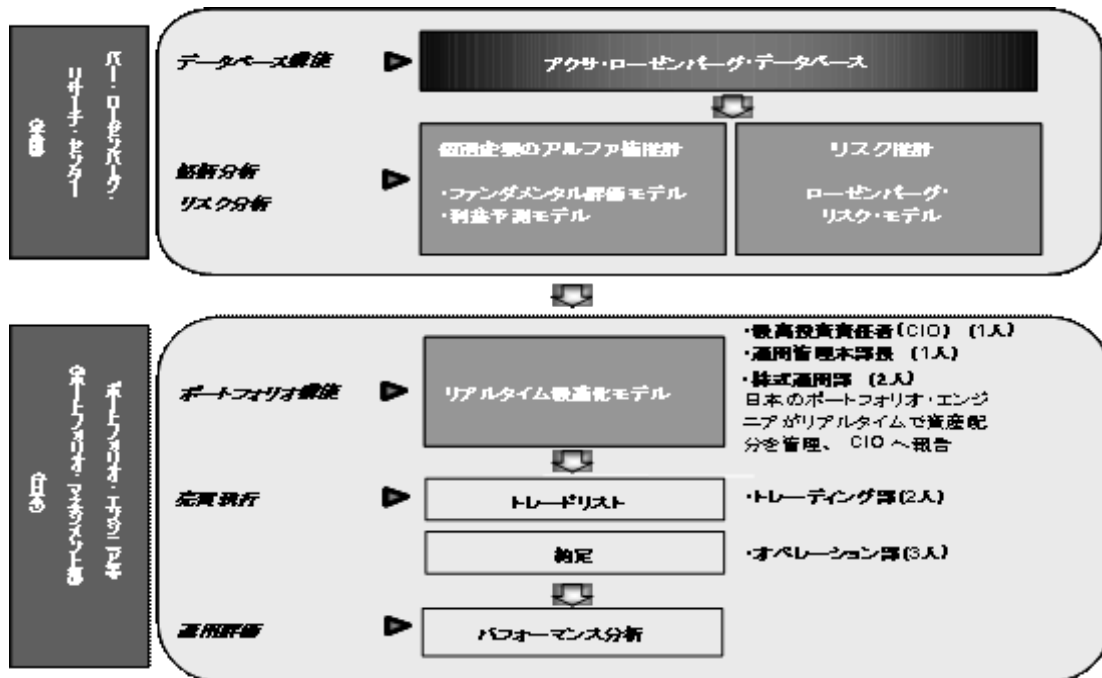
アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

なお、投資対象であるマザー・ファンドについては、委託会社は、投資一任契約に基づいて、シンガポールのAXA Rosenberg Investment Management Asia Pacific Ltd.に運用の指図の権限を委託しています。

## (3) 【運用体制】

## 運用に係る組織

当ファンドの運用は、委託会社の株式運用部が担当します。最高投資責任者が、ポートフォリオ・エンジニアより株式の担当ポートフォリオ・マネージャーを任命し、その担当ポートフォリオ・マネージャーが、定量モデルをもとに選出された、主要投資対象である日本の金融商品取引所に上場されている株式の組入れ等の投資判断を行いません。ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款に定める基本方針に則り、株式市場等の市場動向を考慮しながら、日々ポートフォリオを管理します。最高投資責任者は、ファンドのポートフォリオが適正に構築されていること、及び、投資信託財産の運用が運用目的に沿っていることを確認します。



各運用委員兼： CIO 兼、ポートフォリオ・エンジニア兼、リサーチセンター兼

※上記体制およびプロセスは、2010年9月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## &lt; 各種運用委員会の内容 &gt;

名称	メンバー	頻度	決定事項
CIO会議	グローバルCIO、各拠点CIO、バー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・マネージング・ディレクター	月1回 (必要に応じ 随時)	・自社開発の定量モデルと市場環境の整合性の確認 ・中長期的な運用プロセス、モデルの強化 ・グループのリサーチテーマの発掘
PE会議	CIO、ポートフォリオ・エンジニア、トレーダー	週1回 (必要に応じ 随時)	・定量モデルの稼働状況の確認 ・パフォーマンス・レビュー ・チーム内の情報共有化
リサーチ・センター会議	バー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・マネージング・ディレクター及びスタッフ	週1回 (必要に応じ 随時)	・シミュレーションの計画・検討 ・長期的な視点からのモデルの機能強化の提案

### 運用体制に関する社内規則

運用担当者は、委託会社が運用者のサービスについて社内規則として定めた「ポートフォリオ・マネージャー規程」を遵守することが求められています。当該規程はポートフォリオ・マネージャーの適正な行動基準及び禁止行為などを規定しており、法令遵守、顧客の保護、取引の公正確保を第一にすることが求められています。また、実際の運用の指図を行なうにあたっては、「取引に関する一般原則」など様々な社内規則を定めており、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

### 内部管理

コンプライアンス・オフィサーが投資信託財産の運用に関して投資信託約款に予め定める基本方針、及び、運用態度に適っていることを日々確認することにより、ファンドの投資信託財産の運用の適正性を確保します。

取引執行や事務執行に起因する事故等、もしくは、投資制限違反などが生じた場合には、コンプライアンス・オフィサーは事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めます。また、事故報告書、ならびに、再発防止策は隔週で行なわれる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合にはその他の措置を決定します。

### ファンドの関係法人に対する管理体制

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、業務部が日々の純資産照合、月時の勘定残高照合などを行っています。また、SAS70（受託業務にかかる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書、及び災害時等における事業継続計画書を受託会社より受け取っており、受託会社の内部統制が受託業務を遂行するにつき十分な水準であることを確認します。

受託会社の資産管理業務に係る事務処理体制、事務執行に起因する事故等が生じた場合には、受託会社に対し事故顛末ならびに再発防止策等の提出を求めるとともに、業務部が事故報告書を作成し、コンプライアンス・オフィサー宛に提出します。事故報告書は隔週で行なわれる社内マネジメント・コミッティ会議で報告・検証され、必要とされる場合には受託会社に対する業務改善要求、その他の措置を決定します。

### <参考>

委託会社は、主要投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」についてその運用再委託先として当該外国投資信託の投資信託財産の運用を行ないません。当該外国投資信託の投資信託財産の運用に関する委託会社の投資哲学及び運用体制等は以下の通りです。

#### 1) アクサ・ローゼンバーグの投資哲学

個別銘柄の株価には、企業の財務特性、利益成長に対する投資家の期待などから形成される「適正価格」が存在します。しかしながら、現実の株式市場では一時的な不均衡が存在し、「適正価格」に比べ「過小」又は「過大」に評価されている銘柄が多数存在しています。これらはいずれ「適正価格」に回帰していきます。この「適正価格」から一時的に乖離した銘柄のうち、「過小」に評価されている「割安株」を抽出し、ポートフォリオを構築することによって、ベンチマークを安定的に上回る運用が可能です。アクサ・ローゼンバーグのコンピュータシステ

ムにおいては、かかる投資哲学に則り、以下で述べる2)「運用プロセス」や3)「ポートフォリオの構築プロセス」が実現されています。

## 2) 運用プロセス

委託会社は、独自のシステマティック・モデルを使用し、投資ユニバース全ての個別銘柄のリスクとリターンを、アクサ・ローゼンバーグ・グループが独自に開発した定量モデルにより推計し、独自の最適化モデルを用いてポートフォリオを構築し、リアルタイムでリスク管理することにより運用を行ない、その過程においては、その最適化モデルに基づき、人間の恣意的判断を極力排除したポートフォリオの構築を行ないます。かかる運用プロセスの概念図は以下の通りです。

## 運用プロセス概念図



すなわち、一般に公表されている企業財務データから、個別企業のファンダメンタル分析を行なう『ファンダメンタル評価モデル』と、1年後の利益変化の予測を行なう『利益予測モデル』の2つの銘柄選択モデルを使って、投資ユニバース総ての銘柄について「期待超過リターン( )」を算出し、将来の収益性に対する「割安」度を推計します(3)イ)「期待超過リターン推計プロセス」参照)。そのうえで、ベンチマーク対比のリスクをコントロールしつつ(3)ロ)「リスク推計プロセス」参照)、リアルタイムで実行される『最適化プロセス』により最適ポートフォリオを構築し(3)ロ)「リアルタイム最適化プロセス」参照)、実行します。

## 3) ポートフォリオの構築プロセス

委託会社のポートフォリオ構築は、銘柄選択から取引執行まで人為的な判断の入り込む余地のないシステムティックな以下のようなプロセスによって行なわれます。

## イ) 期待超過リターン推計プロセス

委託会社は、全世界の株式約23,000銘柄を網羅する独自のファンダメンタルデータベースを構築しています。当ファンドの場合、投資ユニバースとしては、日本株式のほぼ全ての取引可能な銘柄約3,700社を対象に、以下の超過リターン推計プロセスにより、投資ユニバースに属する全ての個別銘柄ひとつひとつの超過リターンを、定量モデルにより推計します。

## ファンダメンタル評価モデル

個別企業の財務データについて多角的に分析し、ファンダメンタルから見た企業の適正価格を推計します。具体的には、まず企業をグローバルに共通な約170の事業セグメントに分割し、次に、事業内容毎に個別企業の詳細な財務データ(約200項目)の徹底的な比較・分析を行な

い、評価を積み上げることにより各企業の「適正価格」を算出し、期待超過リターンを推計します。

#### 利益予測モデル

財務データ、市場データ、及びアナリストが発表する企業収益予測、レーティングなど定量化できる定性データより、投資ユニバース全ての銘柄の1年後の企業利益を定量的に予測し、各銘柄の期待超過リターンを推計します。

#### ロ) リスク推計プロセス

委託会社は、独自に開発したローゼンバーグ・リスクモデルにより、個別銘柄のベンチマークに対するリスク特性を算出します。これにより、個別銘柄の投資リスクを、独自の、リスク・インデックス、業種といった複数のコモンファクターに対するエクスポージャーとして把握します。更に、これらのコモンファクターでは捉えられないスペシフィック・リスクをあわせて推計します（リスク管理体制については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 3 投資リスク（2）リスク管理体制」を参照。）。

#### ハ) リアルタイム最適化プロセス

上記の超過リターン推計プロセスから導き出された個別銘柄毎の期待超過リターンと、リスク推計プロセスから導き出されたリスクを勘案し、ロング・ポートフォリオとショート・ポートフォリオの差で表されるリスクが最小で、かつ最も期待リターンの高い、個別銘柄の組み合わせを作成し、最適と判断されるポートフォリオを構築します。

具体的には、特定の業種や大型・小型といった特定のファクターに偏らせた運用を行なうことはせず、ロング・ポートフォリオとショート・ポートフォリオの乖離が一定の範囲内に収まるよう、結果としてトラッキング・エラーが想定範囲内に収まるよう最適化を行ないます。その目的のため、原則として次の範囲内に収まるよう最適化を行ないます。

- 業種配分 = 委託会社独自の45業種分類により  
ベンチマーク比 + / - 7 - 10%
- 個別銘柄 = ベンチマーク組み入れ比率 + / - 2 - 3%
- 時価総額 = 委託会社独自の時価総額別5分類により  
ベンチマークから大きく乖離しない範囲

このポートフォリオ構築プロセスを、数分に1回の頻度で行ない、リアルタイムによる最適ポートフォリオのリバランスを実行します。

#### 4) 運用チーム

最高投資責任者の下、ポートフォリオ・マネージャーとトレーダーは、それぞれ次のような役割を担っています。

##### ポートフォリオ・マネージャー

「最適化プロセス」の監視。すなわち、委託会社の最適化プロセスは、ポートフォリオのリスク量を、マルチ・ファクター・モデルによるリスク・インデックス、業種エクスポージャーのベンチマークとの乖離、及びスペシフィック・リスクで計測し、最適化プロセスの中に組み込まれ、また、一定のリスクバジェット内でリスク・リターン（期待超過）の最適化が行なわれ、過大なリスクをとっている場合、自動的に修正されます。これらが適切に行なわれているかどうかを監視することが、主な役割となっています。

##### トレーダー

取引執行業務。すなわち、リアルタイムでの意思決定を有効に実行するため、インフォメーション・テクノロジーを最大限に活用することで独自に開発したトレーディング・システムを通じて発注業務を行ないます。また、ブローカーからの約定確認を行ない、当該約定が、リアルタイム最適化モデルにより、時間差なくポートフォリオに反映されるように取引確認を行なう役割となっています。

#### (4) 【分配方針】

毎決算日（毎年8月10日。但し、決算日に該当する日が休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。但し、必ず分配を行なうものではありません。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

なお、収益分配金は、税金を差し引いた後、販売会社との間で締結する自動けいぞく投資契約に基づき、自動的に無手数料で再投資されます。

#### (5) 【投資制限】

前記「2 投資方針（2）投資対象 有価証券の指図範囲等」に記載する有価証券以外の有価証券への直接投資は行ないません。但し、前記「2 投資方針（2）投資対象 金融商品の指図範囲」に記載する金融商品に投資することができます。有価証券先物取引等の派生商品取引、有価証券の借入れ、有価証券の空売り及び有価証券の貸付の指図を直接行なうことはありません。但し、投資先の投資信託等においてかかる取引や運用が行なわれる場合があります。

外貨建資産への直接投資は行ないません。但し、投資先の投資信託等においてかかる投資が行なわれる場合があります。

資金の借入れ（信託約款第27条）

- 1) 委託者は、投資信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、又は再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。
- 2) 一部解約に伴う資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間、又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却または解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。但し、資金の借入額は借入れ指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。
- 3) 収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- 4) 委託者は、資金借入れにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行なうものとします。
- 5) 借入金の利息、融資枠の設定に要する費用及び担保の提供に要する費用は受益者の負担とし、投資信託財産中より支弁します。



### 3 【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

当ファンドへの投資には、主に以下のリスクを伴います。取得申込者は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。なお、以下に記載するリスクは当ファンドに関わる全てのリスクを完全に網羅しておりませんので、ご留意ください。

#### [ はじめに ]

当ファンドは、主としてケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の受益証券及び国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家私募 」の受益権への投資を通じて、日本の株式など値動きのある有価証券等に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が割り込むおそれがあります。基準価額の変動要因としてのリスクには以下のものがあります。

当ファンドは、預金保険機構、貯金保険機構、及び、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。したがって、元本及び収益の確保が保証された商品ではありません。

ファンドに生じた利益及び損失は全て受益者に帰属します。

#### [ 基準価格の変動リスク ]

##### 価格変動リスク

- 1) 当ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」は、日本の株式など値動きのある証券に投資しますので、当ファンドの基準価額は変動します。一般的に株価は、個々の企業の活動や一般的な市場・経済の状況に応じて変動します。
- 2) 当ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」は、日本の株式市場全体の変動にかかわらず絶対値基準での投資信託財産の成長を図ることを目的としており、現物株式に主に投資し市場全体の動向から大きな影響を受けるファンドとは基準価額の動きが異なります。従って、株式相場が上昇していても基準価額が下落する場合があります。
- 3) 当ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の損益は、主としてロング・ポートフォリオの損益とショート・ポートフォリオの損益の合計により決定されますので、ロング・ポートフォリオの銘柄が全体として下落し、ショート・ポートフォリオの銘柄が全体として上昇とした場合又はその逆の場合にも、当ファンドの基準価額は下落する可能性があります。
- 4) 当ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」において、ショート・ポートフォリオを構築するために行なう借株コストはケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の負担となりますが、借株コストは需給関係等によって高まる場合があります。
- 5) 当ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」において、ショート・ポートフォリオの組入銘柄に借株の返還請求が生じた場合には、運用方針に基づいた運用ができない場合があります。
- 6) 空売りや信用取引に係る諸規制等に変更があった場合は、運用方針に基づいた運

用ができない場合があります。

### 信用リスク

有価証券等への投資にあたっては、発行体の倒産や財務状況の悪化等により、証券価格の下落や、公社債及び短期金融資産等の利息又は償還金の支払いが遅延したり履行されないリスクがあります。当ファンドは株式等に投資を行いますが、その発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。

### 流動性リスク

当ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の運用成果は、組入れ有価証券等の流動性の影響を受けます。相対的に流動性の低い証券は、より流動性の高い証券に比べて価格変動率が大きくなる傾向があります。流動性の低い証券への投資は、希望する価格や希望するタイミングでの売却あるいは買戻しができない場合があります。日時値幅制限のような規制によって、取引所が1日の価格変動幅を制限している場合があります。その場合、一旦日時値幅制限一杯まで価格が上昇又は下落すると、取引を行なえない場合があります。

### 有価証券（指数）先物取引に係るリスク

当ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」は、有価証券（指数）先物取引を行なう場合があります。有価証券（指数）先物取引においては、対象となる指数等との相関が低くなる可能性や流動性に欠ける可能性があり、意図した成果が得られない場合があります。

### ロング・ショート戦略の仕組みに係るリスク

- 1) 当ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」は、プライム・ブローカーに分離した口座（プライム・ブローカレッジ・アカウント）を開設します。プライム・ブローカーは同時に副保管会社の役割を兼務し、ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」に帰属する株式並びにショート・ポートフォリオに係る売却代金は、保管会社を通じてプライム・ブローカレッジ・アカウントにて保管されます。保管会社及び副保管会社は諸規則及び法令に則って顧客資産と自己資産の分別を徹底しております。従って、保管会社及び副保管会社が倒産等の事態に陥った場合には、ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」に属する資産は顧客資産として保全されることとなりますが、その資産回収には相当の手續と時間を要する場合があります。
- 2) 同アカウントにおいて、ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」はプライム・ブローカーを通じて第三者から株式を借り入れます。ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」は第三者から借り入れた株式について返還請求があった場合、当該株式を手当てして返還する義務を負います。

### 基準価額の算出について

当ファンドの基準価額の算出において、ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の評価については、時差の関係から原則として前営業日の1口当たり純資産価格を用いま

す。ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の純資産価格は、ケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」の純資産価格算出日の原則として前営業日における時価及び組入れ銘柄が反映されています。

#### 資金借入れについて

当ファンドの主要投資対象であるケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」は、当該ファンドの運用上必要と判断した場合又は買い戻し(解約)資金手当てのため当該ファンドの純資産総額の10%を上限として資金の借入れを行なう場合があります。この場合、借入金利は当該ファンドが負担することになり、この結果、当該ファンドの受益証券を主要投資対象としている当ファンドはこの影響を受けることとなります。

#### [ その他のリスク ]

##### ファンドの繰上償還

- 1) 当ファンドは、受益権口数が20億口を下回ることになった場合には、信託を終了させることがあります。また、当ファンドが投資対象とする「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B) 適格機関投資家私募」が信託を終了する場合には、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。
- 2) 当ファンドが主要投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」が信託を終了する場合には、受託会社と合意の上、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

##### 一部解約の中止

- 1) 解約申込日がロンドン、ルクセンブルク及びケイマンの銀行休業日、若しくは、日本の金融商品取引所又は銀行休業日と同日の場合には、受益権の一部解約の請求の受付は行ないません。海外の休業日、解約請求受付不可能日に関しては販売会社にお問い合わせください。
- 2) 金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約請求の受付が中止されることがあります。

##### 同じ投資信託に投資する他のファンドの影響

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズで運用を行なうため、同じ投資信託に投資する他のファンドの大口解約等により、これらの投資信託に大量の売買等が発生した場合には、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

##### お買付及びご換金の制限に関わる留意点

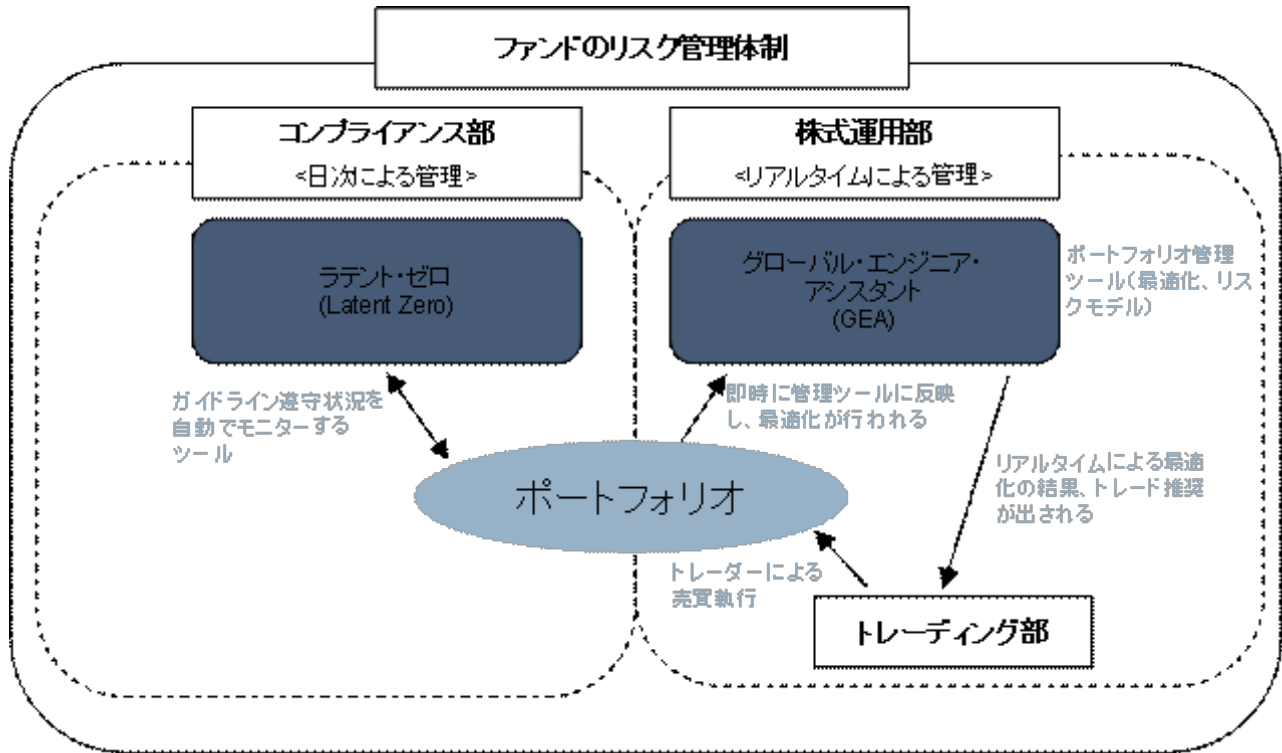
金融商品取引所等における取引の停止、その他合理的な事情(コンピュータの誤作動等により決済が不能となった場合、基準価額の計算が不能となった場合、計算された基準価額の正確性に合理的な疑いが生じた場合を含みます。)があるときは、お買付及びご換金の受付を中止またはすでに受付けたお買付及びご換金のお申し込みを取り消しさせていただくことがあります。

## (2) リスク管理体制

委託会社は、当ファンドのリスク管理を、以下の通り、独自に開発したコンピュータシステム内の定量モデル「アクサ・ローゼンバーグ・リスク・モデル」によってポートフォリオにおけるリスクを計測することを通じて行ないます。このリスク・モデルは、運用プロセスにおける最適化プロセスの中に組み込まれており、ポートフォリオが過大なリスクをとっている場合はそのリスク量を適正なレベルまで抑えるようシステムを通じてトレーダーに取引を行なうよう指示します。また、ベンチマークと比較してリスクが過小な場合においては、適正なリスク水準まで引き上げるようシステムを通じてトレーダーに取引を行なうよう指示します。このように、ポートフォリオにおけるリスク管理は委託会社独自のリスク・モデルがコンピュータ化された運用プロセスの中に組み込まれているため、常にポートフォリオのリスク量は計測され、対ベンチマークで計測したポートフォリオにおけるリスクが一定の許容リスク範囲内に収まり、かつ、期待超過リターンが最大となるように、ポートフォリオの最適化は維持されています。

最高投資責任者とポートフォリオ・エンジニアは、定例会議において、定量モデルの稼働状況の確認やパフォーマンスレビューを通してポートフォリオの最適化及びポートフォリオにおけるリスクを確認しています。また、委託会社で開発した定量モデルと市場環境の整合性の確認、パフォーマンスレビューによる情報の共有化、及び、中長期的な運用プロセスや定量モデルの強化を図ることを目的として、アクサ・ローゼンバーグ・グループの各国拠点の最高投資責任者は定期的に会議を行なっています。

また、委託会社においては、最高投資責任者とポートフォリオ・エンジニアが、当ファンドの日々のポートフォリオにおけるリスク管理を行ないます。法令又は投資信託約款等のファンドの遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行ないます。



## 4 【手数料等及び税金】

### (1) 【申込手数料】

- ・申込手数料は、販売会社が別途定めるものとします。ただし申込手数料率は3.15%（税抜 3.00%）を上限とします。
- ・「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

### (3) 【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年0.84%（税抜年0.80%）の率を乗じて得た金額とし、計算期間を通じて日々、費用計上されます。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は以下の通りとします。

- 1) 委託会社年0.0525%（税抜0.05%）
- 2) 販売会社年0.735%（税抜0.70%）
- 3) 受託会社年0.0525%（税抜0.05%）

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。）及び毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産から支払います。

ファンドが投資対象とする投資信託に関する信託報酬等

ファンドの信託報酬のほかに、ファンドが投資対象とする投資信託受益証券等に関しても信託報酬等がかかります。その詳細については、「<参考>投資対象とする投資信託に係る報酬等について」をご参照ください。

実質的に負担する信託報酬率の目安

ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する合計の信託報酬率の目安は以下のとおりです。「実質的な信託報酬率の概算値」は、あくまでも参考値です。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
1.805% + 運用実績報酬（注）

- (注) ファンドが投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクィティ・ファンド」は、円Libor90日物で日々運用したときに得られる収益をベンチマークとして、その決算期毎に運用実績がベンチマークを上回る分の20%を運用実績報酬として当該外国投資信託財産から差し引きます。

運用実績報酬は、運用実績により変動するため、事前に料率、上限を示すことができません。

<参考> 投資対象とする投資信託に係る報酬等について

当ファンドは、投資を行なうケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」の運用・管理報酬等及び国内籍追加型株式投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家私募 」の信託報酬等を負担します。それぞれの信託報酬等は以下の通りです。

1. 「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」

運用・管理報酬等は、計算期間を通じて毎日の投資信託財産の純資産総額に年率0.965%の率を乗じて得た額（日割り計算）の合計額のほか、当該ファンドの運用実績に応じて決定される運用実績報酬が発生します。但し、運用実績がその基準を下回った場合は、運用実績報酬は発生しません。運用・管理報酬等の内訳は以下のとおりです。

運用報酬	基本報酬	計算期間を通じて毎日の投資信託財産の純資産総額に年率0.80%の率を乗じて得た額（日割り計算）の合計額とする。
	実績報酬	円LIBOR90日物で日々運用したときに得られる収益をベンチマークとして、ファンド決算期毎に当該ファンドの運用実績がベンチマークを上回る分の20%とする。
管理報酬	管理会社等報酬	計算期間を通じて毎日の投資信託財産の純資産総額に年率0.15%の率を乗じて得た額（日割り計算）の合計額とする。
	トラスティーフィー	計算期間を通じて毎日の投資信託財産の純資産総額に年率0.015%の率（日割り計算）を乗じて得た額の合計額とする。但し、当該合計額が年間で15,000米ドルに満たない場合は15,000米ドルとし（下限額）、また、合計額が30,000米ドルを超えた場合は30,000米ドルとする（上限額）。

## 2. 「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家 私募 」

委託会社及び受託者の信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た金額の合計額とし、委託会社と受託者との配分は別に定めます。信託報酬率は、各月毎に決定するものとし、各月1日から各月の翌月の1日の前日までの当該信託報酬率は、各月の前月の最終5営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナイト物レートの平均値に応じた次に掲げる率とします。

無担保コールオーバーナイト物レートの平均値	報酬率（税込み）
0.20%未満の場合	年0.034125%
0.20%以上 0.30%未満の場合	年0.03675%
0.30%以上 0.65%未満の場合	年0.06300%
0.65%以上 1.00%未満の場合	年0.09450%
1.00%以上 1.50%未満の場合	年0.14700%
1.50%以上 2.00%未満の場合	年0.1890%
2.00%以上 2.50%未満の場合	年0.2310%
2.50%以上 3.00%未満の場合	年0.2730%
3.00%以上 3.50%未満の場合	年0.3150%
3.50%以上 4.00%未満の場合	年0.3570%
4.00%以上 4.50%未満の場合	年0.3990%
4.50%以上 5.00%未満の場合	年0.4410%
5.00%以上の場合	年0.4830%

## (4) 【その他の手数料等】

投資信託財産に関する以下の費用及びそれに付随する消費税等相当額は、受益者の負担とし、投資信託財産から支払います。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用  
保管費用等

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

投資信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他下記の諸費用

- 1) 投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2) 有価証券届出書、有価証券報告書及び半期報告書の作成、印刷及び提出に係る費用
- 3) 目論見書の作成、印刷及び交付に係る費用
- 4) 投資信託約款の作成、印刷及び届出に係る費用
- 5) 運用報告書の作成、印刷及び交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- 6) ファンドの受益者に対してする公告に係る費用並びに投資信託約款の変更又は信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷及び交付に係る費用
- 7) ファンドの監査人、法律顧問及び税務顧問に対する報酬及び費用

上記 から までの費用については、保有期間や運用の状況などにより異なり、あらかじめ見積もることができないため表示することができません。

また、委託会社は上記 の諸費用の支払いを投資信託財産のために行ない、投資信託財産の純資産額に対して年率0.10%を乗じた額を上限として、実際の支払金額を投資信託財産から受領することができます。委託者は、信託の計算期間を通じて毎日、当該上限額の範囲内で委託者が合理的と認める金額を投資信託財産に計上するものとします。ただし、投資信託財産に計上する諸費用の金額の合計は、毎計算期間毎に、実際の支払い費用額を超えないものとします。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヶ月終了日（当該終了日が休業日の場合は翌営業日。）及び毎計算期末又は信託終了のときに、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、期中に、合理的に計算された範囲内でかかる上限を変更し、又は固定率若しくは固定金額を設定し、また変更することができます。この場合、信託約款の規定に従って信託の計算期間を通じて毎日投資信託財産の費用として計上されます。

投資家の皆様にご負担いただく手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況等に応じて異なりますので、表示することができません。

## (5) 【課税上の取扱い】

## 個人の受益者に対する課税

## &lt; 収益分配金について &gt;

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

## &lt; 一部解約金・償還金について &gt;

一部解約時及び償還時の譲渡益については、平成23年12月31日までは10%（所得税7%及び地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%及び地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収口座）の利用も可能です。特定口座に関する詳細は、販売会社にお問い合わせください。なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。

## 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1月1日以降は15%（所得税）の税率で源泉徴収されます。

## (注1) 個別元本について

- ・ 受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料及びこれにかかる消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- ・ 受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なう都度、当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ・ 但し、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合等により把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

## (注2) 収益分配金の課税について

- ・ 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ・ 受益者が収益分配金を受取る際、(i) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、(ii) 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

(注) 詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めします。なお、上記の内容は平成22年9月末現在のものであり、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。



## 5 【運用状況】

### (1) 【投資状況】

（平成22年9月30日現在）

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	270,211,968	96.3
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	10,502,843	3.7
合計（純資産総額）	280,714,811	100.0

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

### (2) 【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

国・地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 （円）	簿価金額 （円）	評価単価 （円）	評価金額 （円）	投資 比率 （％）
ケイ マン	投資 信託 受益 証券	ニッコウ・アクサ ローゼンバーグ・ ジャパン・ロング・ ショート・ エクィティ・ファンド	31,139	8,244	256,709,916	8,328	259,325,592	92.4
日本	投資 信託 受益 証券	アクサ ローゼンバ ーグ・日本円マネー・ プール・ファンド（B） <適格機関投資家私募>	10,723,381	10,145	10,878,870	10,152	10,886,376	3.9

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類	業種	投資比率（％）
投資信託受益証券	-	96.3
合計	-	96.3

#### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

#### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成22年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに  
下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額（円）		1口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期末 （平成19年8月10日）	1,864,898,368	1,864,898,368	0.9503	0.9503
第2計算期末 （平成20年8月11日）	1,630,901,770	1,630,901,770	0.9672	0.9672
第3計算期末 （平成21年8月10日）	660,267,472	660,267,472	0.8494	0.8494
第4計算期末 （平成22年8月10日）	296,536,819	296,536,819	0.8138	0.8138
平成21年8月31日	648,242,216		0.8385	
平成21年9月30日	655,044,467		0.8522	
平成21年10月30日	639,229,019		0.8431	
平成21年11月30日	616,421,530		0.8429	
平成21年12月30日	422,647,734		0.8328	
平成22年1月29日	396,562,544		0.8383	
平成22年2月26日	394,009,864		0.8403	
平成22年3月31日	388,098,422		0.8486	
平成22年4月30日	370,377,804		0.8584	
平成22年5月31日	345,683,062		0.8364	
平成22年6月30日	316,123,668		0.8156	
平成22年7月30日	299,865,783		0.8114	
平成22年8月31日	288,251,019		0.8043	
平成22年9月30日	280,714,811		0.8206	

## 【分配の推移】

期	1口当たりの分配金 （円）
第1計算期間（平成18年8月29日 平成19年8月10日）	0
第2計算期間（平成19年8月11日 平成20年8月11日）	0
第3計算期間（平成20年8月12日 平成21年8月10日）	0
第4計算期間（平成21年8月11日 平成22年8月10日）	0

## 【収益率の推移】

期	収益率（％）
第1計算期間（平成18年8月29日 平成19年8月10日）	5.0
第2計算期間（平成19年8月11日 平成20年8月11日）	1.8
第3計算期間（平成20年8月12日 平成21年8月10日）	12.2

第4計算期間(平成21年8月11日 平成22年8月10日)

4.2

## (4)【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1計算期間 平成18年8月29日-平成19年8月10日	4,072,858,185	2,110,522,249
第2計算期間 平成19年8月11日-平成20年8月11日	590,623,967	866,685,807
第3計算期間 平成20年8月12日-平成21年8月10日	128,922,905	1,037,873,005
第4計算期間 平成21年8月11日-平成22年8月10日	21,712,817	434,637,923

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

#### (1) 取得の申込み

・取得申込者は、販売会社において取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行なっております。

・原則として、販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得のお申込みの受付を中止すること、及び既に受け付けた取得のお申込みの受付を取り消すことがあります。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時に又は予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払と引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載又は記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載又は記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載又は記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (2) 取得申込不可日

販売会社の営業日であっても、取得申込日がロンドン、ルクセンブルク、および、ケイマンの銀行休業日、もしくは、日本の金融商品取引所または銀行休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。ただし、収益分配金の再投資に係る場合は除きます。販売会社にお問い合わせください。

#### (3) 申込単位

申込単位は、販売会社が別途定めるものとします。但し、「自動けいぞく投資契約」に基づき収益分配金を再投資する場合は、1円以上1円単位とします。

#### (4) 申込手数料

申込手数料は、販売会社が別途定めるものとします。但し、申込手数料率は3.15%（税抜3.0%）を上限とします。但し、「自動けいぞく投資契約」に基づいて収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

#### (5) 自動けいぞく投資契約の締結

・お申込みの際に、販売会社との間で「自動けいぞく投資契約」を結んでいただきます。

・収益分配金は、原則として各計算期間終了日の基準価額で再投資されます。手数料はかかりません。

#### (6) 申込金額

・取得申込受付日の翌営業日における基準価額（当初募集期間においては1口当たり1円）に取得申込口数を乗じて得た額です。

・お申込金額は、取得申込日から起算して6営業日以内の販売会社の指定する日までに販

売会社にお支払いいただきます。

## 2 【換金（解約）手続等】

### (1) 換金の請求

- ・原則として、いつでも換金が可能です。
- ・原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。
- ・当該日がロンドン、ルクセンブルク、および、ケイマンの銀行休業日、もしくは、日本の金融商品取引所または銀行休業日と同日の場合には、一部解約の請求の受付は翌営業日となります。
- ・解約価額は、解約請求受付日の翌営業日における基準価額とします。
- ・お手取額は、原則として、解約請求受付日から起算して6営業日目からお支払いします。

### (2) 換金制限

- ・委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、及び既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止当日の解約請求を撤回できます。但し、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして取扱います。
- ・ファンドの規模及び商品性格等に基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限及び金額制限を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載又は記録が行なわれます。
- ・換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。
- ・平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しております。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続が必要であり、この手続には時間を要しますので、ご注意ください。

### 3 【資産管理等の概要】

#### (1) 【資産の評価】

##### 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ファンドは便宜上、1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

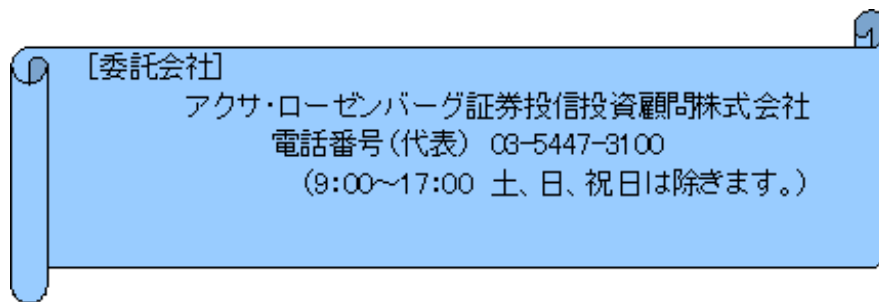
##### 有価証券の評価基準

・投資信託財産に属する資産については、法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

##### 基準価額の算出頻度と公表

・基準価額は委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社等で入手することができます。また、翌日の日本経済新聞（朝刊）の「オープン基準価格」欄にも基準価格が掲載されます（略称：“日株LS”）。

・直近の基準価額につきましては、販売会社（第一部「証券情報」（8）「申込取扱場所」参照。）又は委託会社の下記照会先にお問い合わせください。



#### (2) 【保管】

該当事項はありません。

#### (3) 【信託期間】

無期限とします（平成18年8月29日設定）。但し、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4) 【計算期間】

毎年8月11日から翌年8月10日までとします。但し、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とします。最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

## (5) 【その他】

信託の終了（繰上償還）

1) 委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。

- イ) 受益者の解約により受益権の口数が20億口を下回ることとなった場合
- ロ) 当ファンドが投資対象とする国内籍追加型証券投資信託「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家私募」が信託を終了する場合
- ハ) 繰上償還することが受益者のために有利であると委託会社が認めるとき
- ニ) やむを得ない事情が発生したとき

2) 委託会社は、当ファンドが主要投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」が信託を終了する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させます。

3) 1)及び2)に基づいてこの信託契約を解約する場合、予め、その旨及びその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は電子公告により行ないます。但し、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

4) 1)に基づいてこの信託契約を解約する場合、繰上償還に異議のある受益者は、一定の期間内（1ヶ月以上で委託会社が定めます。以下同じ。）に異議を述べることができます。

5) 委託会社は、次のいずれかの場合には、後記「異議の申立て」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。

- イ) 当ファンドが主要投資対象とするケイマン籍外国投資信託「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド」が信託を終了する場合（前記2）の場合）
- ロ) 投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、一定の期間を設けてその公告及び書面の交付が困難な場合
- ハ) 監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
- ニ) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき又は業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じ、異議申立ての結果、信託約款の変更が成立の場合を除きます。）
- ホ) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき

6) 繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨を予め監督官庁に届け出ます。

## 信託約款の変更

- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき又はやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更することができます。信託約款の変更を行なう際には、委託会社は、その旨を予め監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものについては、予め、その旨及びその内容等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は電子公告により行ないます。但し、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) この信託約款の変更に異議のある受益者は、一定の期間内に異議を述べることができます。
- 4) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後記「異議の申立て」の規定を適用します。
- 5) 委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載又は記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして後記「異議の申立て」の規定を適用します。但し、この場合において、振替受入簿の記載又は記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記2)の書面の交付を原則として行ないません。

## 異議の申立て

- 1) 繰上償還又は信託約款の重大な変更に対して、受益者は一定の期間内に委託会社に対して所定の手続により異議を述べるすることができます。一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一を超えるときは、繰上償還又は信託約款の変更は行ないません。
- 2) 委託会社は、繰上償還又は信託約款の変更を行なわない場合は、その旨及びその理由等を公告し、かつ知られたる受益者に書面を交付します。公告は電子公告により行ないます。但し、全ての受益者に書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。
- 3) なお、一定の期間内に、異議を述べた受益者の受益権口数が受益権総口数の二分の一以下で、繰上償還、信託約款の変更を行なう場合は、異議を述べた受益者は受託会社に対し、自己の有する受益証券を投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求できます。

## 償還金について

- ・ 償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払われます。
- ・ 償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

## 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後及び償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容及び有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、予め届出を受けた住所に販売会社よりお届けします。

## 関係法人との契約について

販売会社との投資信託受益権の募集の取扱い等に関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

## 4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

### (1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、その受益権の持分に応じて受領する権利を有します。
- ・但し、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

### (2) 解約請求権

受益者は、受益権の解約を、販売会社を通じて、委託会社に請求することができます。

### (3) 受益権均等分割

受益者は、その受益権の持分に応じて均等にファンドの受益権を保有します。

### (4) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

### 第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、第3期計算期間（平成20年8月12日から平成21年8月10日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第4期計算期間（平成21年8月11日から平成22年8月10日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成20年8月12日から平成21年8月10日まで）及び第4期計算期間（平成21年8月11日から平成22年8月10日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

アクサ・ローゼンバーグ日本株式ロングショート・ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 (平成21年8月10日現在)	第4期 (平成22年8月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
金銭信託	550,279	328,842
コール・ローン	12,000,000	14,000,000
投資信託受益証券	653,128,598	281,539,586
未収入金	45,288,500	4,946,400
未収利息	13	15
流動資産合計	710,967,390	300,814,843
資産合計	710,967,390	300,814,843
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	47,249,843	2,623,963
未払受託者報酬	192,697	92,386
未払委託者報酬	2,890,398	1,385,758
その他未払費用	366,980	175,917
流動負債合計	50,699,918	4,278,024
負債合計	50,699,918	4,278,024
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	777,323,996	364,398,890
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	117,056,524	67,862,071
(分配準備積立金)	13,750	6,224
元本等合計	660,267,472	296,536,819
純資産合計	660,267,472	296,536,819
負債純資産合計	710,967,390	300,814,843

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第3期	第4期
	自平成20年8月12日 至平成21年8月10日	自平成21年8月11日 至平成22年8月10日
営業収益		
受取利息	25,279	5,693
有価証券売買等損益	110,790,584	16,761,680
営業収益合計	110,765,305	16,755,987
営業費用		
支払利息	-	1,858
受託者報酬	469,876	245,074
委託者報酬	7,048,037	3,675,968
その他費用	894,877	466,682
営業費用合計	8,412,790	4,389,582
営業損失( )	119,178,095	21,145,569
経常損失( )	119,178,095	21,145,569
当期純損失( )	119,178,095	21,145,569
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	35,088,563	8,289,399
期首剰余金又は期首欠損金( )	55,372,326	117,056,524
剰余金増加額又は欠損金減少額	35,461,940	65,544,958
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	35,461,940	65,544,958
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,056,606	3,494,335
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,056,606	3,494,335
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( )	117,056,524	67,862,071

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期 自平成20年8月12日 至平成21年8月10日	第4期 自平成21年8月11日 至平成22年8月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左
2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	計算期間末日の取扱い 平成20年8月10日が休日のため、前計算期間末日を平成20年8月11日としております。このため、当計算期間は364日となっております。	-

## (貸借対照表に関する注記)

区分	第3期 (平成21年8月10日現在)	第4期 (平成22年8月10日現在)
1. 期首元本額	1,686,274,096円	777,323,996円
期中追加設定元本額	128,922,905円	21,712,817円
期中一部解約元本額	1,037,873,005円	434,637,923円
2. 計算期間末日における受益権の総数	777,323,996口	364,398,890口
3. 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は117,056,524円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は67,862,071円であります。

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

区分	第3期	第4期
	自平成20年8月12日 至平成21年8月10日	自平成21年8月11日 至平成22年8月10日
分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	- 円	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	- 円	- 円
収益調整金額	2,013円	1,160円
分配準備積立金額	13,750円	6,224円
当ファンドの分配対象収益額	15,763円	7,384円
当ファンドの期末残存口数	777,323,996口	364,398,890口
1万口当たり収益分配対象額	0.20円	0.20円
1万口当たり分配金額	- 円	- 円
収益分配金金額	- 円	- 円

## （金融商品に関する注記）

## （追加情報）

当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

## 金融商品の状況に関する事項

区分	第4期 自平成21年8月11日 至平成22年8月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券を実質的な主要投資対象としております。投資信託受益証券は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	委託会社は、運用受託資産のリスク管理を、独自に開発したコンピュータシステム上の定量モデル「アクサ・ローゼンバーグ・リスク・モデル」によって行ないます。ポートフォリオにおけるリスク管理は、当社独自のリスク・モデルがコンピュータ化された運用プロセスの中に組み込まれているため、常に対ベンチマークで計測したポートフォリオにおけるリスクが一定の許容リスク範囲内に収まり、かつ、期待超過リターンが最大となるように、ポートフォリオの最適化を行っております。 また、運用受託資産における法令等又は投資信託約款等の遵守状況につきましては、運用部門から完全に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行ないます。

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第4期 (平成22年8月10日現在)
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているためその差額はありませ
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。  (2) デリバティブ取引 該当事項はありません。  (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

## (有価証券関係に関する注記)

## 売買目的有価証券

種類	第3期 (平成21年8月10日現在)		第4期 (平成22年8月10日現在)
	貸借対照表計上額 (円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含 まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	653,128,598	58,056,054	8,983,362
合計	653,128,598	58,056,054	8,983,362

## (デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (1口当たり情報)

区分	第3期 (平成21年8月10日現在)	第4期 (平成22年8月10日現在)
1口当たりの純資産額	0.8494円	0.8138円
(1万口当たりの純資産額)	(8,494円)	(8,138円)

（重要な後発事象に関する注記）  
該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第１ 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ ジャパン・ロング・ショート・エクイ ティ・ファンド（円建て）	32,339	266,602,716	
		アクサ ローゼンバーグ・日本円マ ネー・プール・ファンド（Ｂ）<適格 機関投資家私募>	14,723,381	14,936,870	
合計			14,755,720	281,539,586	

（注）投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

**（参考情報）**

当ファンドは、「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド（円建て）」投資信託受益証券および「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（Ｂ）＜適格機関投資家私募＞」投資信託受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、これら証券投資信託の受益証券です。

「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（Ｂ）＜適格機関投資家私募＞」は、「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド＜適格機関投資家私募＞」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、これら証券投資信託および親投資信託の状況は、次の通りです。

**「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド（円建て）」の状況**

以下に記載した情報は監査対象外であります。

「ニッコウ・アクサローゼンバーグ・ジャパン・ロング・ショート・エクイティ・ファンド（円建て）」は、当ファンドの財務諸表作成段階で決算を迎えていない為、監査済みの運用報告書（アニュアル・レポート）は有りません。従いまして参考として、当該証券投資信託の平成22年3月31日時点の半期運用報告書（未監査）の情報を翻訳要約したものを掲載します。

## 【貸借対照表：平成22年3月31日現在】

科目	金額（円）
資産	
現金	361,024,405
株式	362,836,494
設立費用	818,264
未収分配金	916,470
資産合計	725,595,633
負債	
株式空売証券	355,519,000
未払投資顧問報酬	733,086
未払受託者報酬	400,000
未払委託者報酬	227,477
未払保管報酬	9,123
未払管理事務代行報酬	118,907
未払監査報酬	2,985,960
未払印刷費用	2,113,632
負債合計	362,107,185
剰余金	311,698,967
元本	675,187,415
信託財産純資産	363,488,448

## 【買建て有価証券明細（上位10銘柄：平成22年3月31日現在）】

東証コード	銘柄	評価単価 (円)	株数	評価額 (円)
8002	丸紅	581	13,000	7,553,000
8267	イオン	1,061	6,800	7,214,800
4188	三菱ケミカルホールディングス	478	15,000	7,170,000
5713	住友金属鉱山	1,391	5,000	6,955,000
4902	コニカミノルタホールディングス	1,091	6,000	6,546,000
8601	大和証券グループ本社	492	13,000	6,396,000
6963	ローム	6,980	900	6,282,000
7270	富士重工業	484	11,000	5,324,000
5214	日本電気硝子	1,317	4,000	5,268,000
7272	ヤマハ発動機	1,401	3,700	5,183,700

## 【売建て有価証券明細（上位10銘柄：平成22年3月31日現在）】

東証コード	銘柄	評価単価 (円)	株数	評価額 (円)
6273	S M C	12,690	700	8,883,000
8933	エヌ・ティ・ティ都市開発	79,000	105	8,295,000
9003	相模鉄道	395	20,000	7,900,000
5333	日本碍子	1,907	4,000	7,628,000
6370	栗田工業	2,645	2,400	6,348,000
6481	T H K	2,040	3,100	6,324,000
9064	ヤマトホールディングス	1,314	4,800	6,307,200
9507	四国電力	2,649	2,300	6,092,700
3402	東レ	546	11,000	6,006,000
6506	安川電機	855	7,000	5,985,000

## 「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド(B) 適格機関投資家私募」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

当該証券投資信託の計算期間末日である平成21年3月10日及び平成22年3月10日の監査を受けた財務諸表を抜粋したものを掲載します。

## 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年3月10日現在)	(平成22年3月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
親投資信託受益証券		424,053,871	463,601,474
流動資産合計		424,053,871	463,601,474
資産合計		424,053,871	463,601,474
負債の部			
流動負債			
未払受託者報酬		76,740	6,380
未払委託者報酬		194,805	76,489
その他未払費用		193,582	472,479
流動負債合計		465,127	555,348
負債合計		465,127	555,348
純資産の部			
元本等			
元本		418,491,600	456,789,384
剰余金			
期末剰余金		5,097,144	6,256,742
(うち分配準備積立金)		(1,110,035)	(458,747)
剰余金合計		5,097,144	6,256,742
元本等合計		423,588,744	463,046,126
純資産合計		423,588,744	463,046,126
負債・純資産合計		424,053,871	463,601,474

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年3月11日 至 平成21年3月10日	自 平成21年3月11日 至 平成22年3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価で評価しております。なお、時価は、親投資信託受益証券の基準価額を用いております。	親投資信託受益証券 同左

(貸借対照表に関する注記)

区分	(平成21年3月10日現在)	(平成22年3月10日現在)
1. 期首元本額	395,353,548円	418,491,600円
期中追加設定元本額	2,227,878,052円	752,702,823円
期中一部解約元本額	2,204,740,000円	714,405,039円
2. 計算期間末日における受益権の総数	418,491,600口	456,789,384口

(注) 当計算期間は、平成20年3月11日から平成21年3月10日まで及び平成21年3月11日から平成22年3月10日までの期間です。

(有価証券関係に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成21年3月10日現在)		(平成22年3月10日現在)	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	424,053,871	1,190,101	463,601,474	635,557
合計	424,053,871	1,190,101	463,601,474	635,557

(注) 当計算期間は、平成20年3月11日から平成21年3月10日まで及び平成21年3月11日から平成22年3月10日までの期間です。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

区分	(平成21年3月10日現在)	(平成22年3月10日現在)
1口当たりの純資産額	1.0122円	1.0137円
(1万口当たりの純資産額)	(10,122円)	(10,137円)

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託 受益証券	日本円	アクサ ローゼンバーグ・日本円マ ネー・プール・マザー・ファンド 適格機関投資家私募	454,422,147	463,601,474	
合計			454,422,147	463,601,474	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 「アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・マザー・ファンド 適格機関投資家私募」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

## 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年3月10日現在)	(平成22年3月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
金銭信託		242,581	863,572
コール・ローン		371,425,965	45,572,322
国債証券		1,599,663,721	2,547,136,833
地方債証券		831,051,163	-
特殊債券		311,971,188	-
社債券		399,925,996	797,692,000
未収入金		-	50,062,500
未収利息		4,438,871	4,039,025
前払費用		5,286,479	218,216
流動資産合計		3,524,005,964	3,445,584,468
資産合計		3,524,005,964	3,445,584,468
負債の部			
負債合計		-	-
純資産の部			
元本等			
元本		3,464,147,398	3,377,474,755
剰余金			
剰余金		59,858,566	68,109,713
剰余金合計		59,858,566	68,109,713
元本等合計		3,524,005,964	3,445,584,468
純資産合計		3,524,005,964	3,445,584,468
負債・純資産合計		3,524,005,964	3,445,584,468

## 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 平成20年 3月11日 至 平成21年 3月10日	自 平成21年 3月11日 至 平成22年 3月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券については個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 金融商品取引所等に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所等における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の最終相場）で評価しております。計算期間末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所等における直近の最終時価もしくは当該金融商品取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>	<p>国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券については個別法に基づき、以下のとおり、原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所等に上場されている有価証券 同左</p> <p>金融商品取引所等に上場されていない有価証券 同左</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 同左</p>

## （貸借対照表に関する注記）

区分	（平成21年3月10日現在）	（平成22年3月10日現在）
1. 期首元本額	4,103,099,431円	3,464,147,398円
期中追加設定元本額	2,695,371,019円	2,267,448,476円
期中一部解約元本額	3,334,323,052円	2,354,121,119円
元本の内訳		
ファンド名		
アクサ ローゼンバーグ・日本円マネー・プール・ファンド（B） 適格機関投資家私募	416,842,496円	454,422,147円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド安定型（B） 適格機関投資家私募	1,279,873,145円	1,284,646,397円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド安定成長型（B） 適格機関投資家私募	1,401,542,129円	1,323,679,065円
アクサ ローゼンバーグ・ライフ・ソリューション・ファンド成長型（B） 適格機関投資家私募	365,889,628円	314,727,146円
計	3,464,147,398円	3,377,474,755円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 計算期間末日における受益権の総数	3,464,147,398口	3,377,474,755口

（注）当計算期間は、平成20年3月11日から平成21年3月10日まで及び平成21年3月11日から平成22年3月10日までの期間です。

## （有価証券関係に関する注記）

## 売買目的有価証券

種類	（平成21年3月10日現在）		（平成22年3月10日現在）	
	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	1,599,663,721	3,995	2,547,136,833	1,145,000
地方債証券	831,051,163	32,459	-	-
特殊債券	311,971,188	1,686	-	-
社債券	399,925,996	9,019	797,692,000	2,648,000
合計	3,142,612,068	17,759	3,344,828,833	1,503,000

（注）当計算期間は、平成20年3月11日から平成21年3月10日まで及び平成21年3月11日から平成22年3月10日までの期間です。

## （デリバティブ取引等関係に関する注記）

該当事項はありません。

## （関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

区分	（平成21年3月10日現在）	（平成22年3月10日現在）
1口当たりの純資産額	1.0173円	1.0202円
（1万口当たりの純資産額）	（10,173円）	（10,202円）

## （重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

平成22年9月30日現在

資産総額	284,467,158	円
負債総額	3,752,347	円
純資産総額（ - ）	280,714,811	円
発行済口数	342,077,656	口
1口当たり純資産総額（ / ）	0.8206	円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換  
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典  
該当事項はありません。
- (3) 譲渡制限の内容  
譲渡制限はありません。
- (4) 受益権の譲渡  
受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとし、  
前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載又は記録するものとし、但し、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載又は記録が行なわれるよう通知するものとし、  
上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載又は記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるとき又はやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (5) 受益権の譲渡の対抗要件  
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載又は記録によらなければ、委託会社及び受託者に対抗することができません。
- (6) 受益権の再分割  
委託会社は、受益権の再分割を行いません。但し、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議の上、同法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとし、
- (7) 償還金  
償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載又は記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載又は記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。
- (8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱いについて  
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載又は記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。
- (9) その他

ファンドの受益権の帰属は振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合又は当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、委託者は当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとし、

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成22年9月末現在	資本金	4億5,000万円
	発行株式総数	70,000株
	発行済株式総数	39,163株

##### 最近5年間における主な資本金の額の増減

平成18年2月8日（2億5,000万円増資）	資本金7億円
平成18年3月10日（2億5,000万円減資）	資本金4億5,000万円

##### (2) 経営体制

経営の意思決定機関として、取締役会を設置します。取締役会は、株主総会において選任された12名以内の取締役で構成され、会社の重要な業務執行を決定し、各取締役の職務の執行について監督します。その決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行なうものとしませんが、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をした場合は、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなされます。

取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間とします。

取締役会はその決議をもって、取締役中より1名以上の代表取締役を選定します。代表取締役は、委託会社を代表し、業務執行全般を行います。

##### (3) 運用の意思決定プロセス

委託会社の運用部門は株式運用部門と債券運用部門に分かれており、それぞれ以下のとおり、運用の意思決定プロセスを構築しています。

##### 株式運用

委託会社における株式運用は、独自に開発したコンピュータモデルであるポートフォリオ最適化モデルに基づき人為的な判断や恣意性を排除し意思決定がシステムティックに行なわれます。すなわち、一連の運用プロセスにおける銘柄選択、取引執行、及び、リスク管理において人為的判断を必要としておりません。

株式運用部のポートフォリオ・マネージャーは、この最適化モデルに基づく意思決定プロセスが適切に機能しているかを監視することが主な役割となります。そして、ポートフォリオ・マネージャーは、コンピュータシステム内の最適化モデルの評価・管理を行なう最高投資責任者と毎月一回定期的に運用会議を開き、運用プロセスの稼動状況の確認、パフォーマンス・レビューを行ないます。

また、委託会社の最高投資責任者は、委託会社の属するアクサ・ローゼンバーグ・グループの各地域（米国、日本、英国、シンガポール）の最高投資責任者で構成される最高投資責任者会議に参加し、定量モデルと市場環境の整合性を確認し、中長期的な運用プロセスやモデル

の強化などについて協議することにより、上記株式運用のポートフォリオ最適化モデルの改善・向上に努めています。

#### 債券運用

委託会社における債券運用の意思決定は、委託会社が属するアクサ・インベストメント・マネージャーズ・グループのリソースが活用されます。すなわち、世界各地の運用責任者、各種アナリスト、ストラテジスト等により組織され毎月一度開催される投資政策委員会において、パフォーマンス分析、市場動向、経済指標等を考慮し、今後の市場見通しや基本的な投資方針が決定されます。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、及び、投資助言・代理業を行なっております。
- ・委託会社の運用する、平成22年9月末現在の投資信託などは次の通りです。

	種 類	ファンド本数	純資産額 (単位：百万円)
私募	追加型株式投資信託	22本 (内、親投資信託は10本)	118,791
公募	追加型株式投資信託	3本	1,774
	単位型株式投資信託	1本	5,004

### 3 【委託会社等の経理状況】

(1) 当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）、および第24期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

期別		第23期 (平成21年3月31日)			第24期 (平成22年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金			2,581,457			2,152,825	
未収委託者報酬			43,077			43,373	
未収運用受託報酬			514,545			507,681	
未収投資助言報酬			10,673			10,964	
前払費用			19,355			15,982	
未収入金			185,351			108,460	
立替金			2,654			-	
繰延税金資産			79,560			-	
未収運付法人税等			-			47,189	
流動資産合計			3,436,676	93.9		2,886,477	96.9
固定資産							
有形固定資産	*1						
建物附属設備		65,212			71,489		
器具備品		13,502			12,876		
有形固定資産合計			98,714	2.7		84,367	2.8
無形固定資産							
ソフトウェア		1,173			668		
意匠権		170			-		
電話加入権		3,195			3,195		
無形固定資産合計			4,539	0.1		3,863	0.1
投資その他の資産							
長期前払費用		433			233		
長期差入保証金		30,380			4,780		
繰延税金資産		69,346			-		
その他		100			100		
投資その他の資産合計			120,261	3.3		5,113	0.2
固定資産合計			223,515	6.1		83,345	3.1
資産合計			3,660,192	100.0		2,979,822	100.0

期別		第23期 (平成21年3月31日)			第24期 (平成22年3月31日)		
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
未払手数料			7,145			5,114	
未払金			320,142			135,383	
未払費用			254,774			315,549	
未払配当金			-			180,600	
預り金			17,852			15,434	
未払法人税等			178,088			6,414	
未払消費税			12,797			13,189	
繰延税金負債			-			2,957	
賞与引当金			136,732			44,267	
役員賞与引当金			15,236			5,299	
その他			17,317			12,706	
流動負債合計			960,087	26.2		736,916	24.7
固定負債							
長期未払金			-			3,510	
退職給付引当金			164,256			196,237	
賞与引当金			36,303			10,470	
役員退職慰労引当金			7,347			15,496	
役員賞与引当金			-			30,256	
固定負債合計			207,906	5.7		257,971	8.7
負債合計			1,167,993	31.9		994,888	33.4
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			450,000	12.3		450,000	15.1
資本剰余金							
資本準備金		1,058,563			1,058,563		
資本準備金合計			1,058,563	28.9		1,058,563	35.5
利益剰余金							
その他利益剰余金							
繰越利益剰余金		983,635			476,371		
利益剰余金合計			983,635	26.8		476,371	16.0
株主資本合計			2,492,196	68.1		1,984,934	66.6
純資産合計			2,492,196	68.1		1,984,934	66.6
負債純資産合計			3,660,192	100.0		2,979,822	100.0

## (2)【損益計算書】

期別	注記 番号	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)			第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		
		内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益							
委託者報酬			972,025			730,984	
運用受託報酬			2,669,439			2,127,606	
投資助言報酬			44,829			33,244	
その他受入手数料			46,742			53,599	
その他営業収益			255,932			276,485	
営業収益計			3,982,969	100.0		3,221,920	100.0
営業費用							
支払手数料			152,699			95,540	
広告宣伝費			45,686			8,344	
調査費							
調査費		53,367			67,769		
委託調査費		899,583			874,701		
調査費合計			952,951			942,470	
委託計算費			105,465			90,485	
営業雑経費							
通信費		13,333			12,634		
印刷費		17,736			8,832		
協会費		9,252			7,846		
営業雑経費合計			40,322			29,313	
営業費用計			1,297,124	32.6		1,166,154	36.2
一般管理費							
給料							
役員報酬		145,594			106,167		
役員賞与引当金繰入額		15,236			25,353		
給料・手当		531,881			520,125		
賞与		192,325			115,425		
賞与引当金繰入額		116,392			51,776		
給料合計			1,001,430			818,848	
交際費			4,678			2,499	
旅費交通費			29,725			20,595	
法定福利費			55,022			75,651	
保険料			3,278			10,921	
租税公課			14,074			10,897	
不動産賃借料			91,769			99,529	
退職金			3,006			83,000	
退職給付費用			34,097			60,359	
役員退職慰労引当金繰入額			3,731			8,149	
固定資産減価償却費			22,845			18,633	
事務委託費			525,256			392,594	
諸経費			83,544			76,608	
一般管理費計			1,872,461	47.0		1,678,289	52.1
営業利益			813,333	20.4		377,476	11.7
営業外収益							
受取利息及び配当金			122			108	
為替差益			10,708			5,544	
雑益			1,138			737	
営業外収益計			11,969	0.3		6,389	0.2
経常利益			825,352	20.7		383,865	11.9
特別損失							
固定資産除却損	*1		102			170	
特別損失計			102	0.0		170	0.0
税引前当期純利益			825,250	20.7		383,695	11.9
法人税、住民税及び事業税			387,148	9.7		143,317	4.4
還付法人税等			5,554	0.1		11,669	0.4
法人税等調整額			612	0.0		171,866	5.3
当期純利益			443,043	11.1		80,181	2.5

## (3)【株主資本等変動計算書】

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成20年3月31日残高（千円）	450,000	1,058,563	1,058,563	940,053	940,053	2,448,616	2,448,616
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 399,462	△ 399,462	△ 399,462	△ 399,462
当期純利益				443,043	443,043	443,043	443,043
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	43,581	43,581	43,581	43,581
平成21年3月31日残高（千円）	450,000	1,058,563	1,058,563	983,635	983,635	2,492,198	2,492,198

第24期（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
平成21年3月31日残高（千円）	450,000	1,058,563	1,058,563	983,635	983,635	2,492,198	2,492,198
事業年度中の変動額							
剰余金の配当				△ 587,445	△ 587,445	△ 587,445	△ 587,445
当期純利益				80,181	80,181	80,181	80,181
事業年度中の変動額合計（千円）	-	-	-	△ 507,263	△ 507,263	△ 507,263	△ 507,263
平成22年3月31日残高（千円）	450,000	1,058,563	1,058,563	476,371	476,371	1,984,934	1,984,934

## 重要な会計方針

項目	第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
<p>1. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>2. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 有形固定資産 建物附属設備 定額法を採用しております。 器具備品 定率法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。</p> <p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払に備えるため、支払見込額の当期負担分を計上しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p> <p>(5) 役員賞与引当金 役員に支給する賞与の支払いに充てるため、支出見込額の当期負担分を計上しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 建物附属設備 定額法を採用しております。 器具備品 定率法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同左</p> <p>(3) 賞与引当金 同左</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 同左</p> <p>(5) 役員賞与引当金 同左</p>

項目	第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
3. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る会計処理によっております。また当該資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。	消費税等の会計処理 同左

## 表示方法の変更

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第24期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
<p>(貸借対照表)</p> <p>前会計期間において「未収投資顧問料」として表示していたものは、当会計期間から投資一任契約については「未収運用受託報酬」、投資顧問契約については「未収投資助言報酬」と表示しております。</p> <p>(損益計算書)</p> <p>前会計期間において「投資顧問料」として表示していたものは、当会計期間から投資一任契約については「運用受託報酬」、投資顧問契約については「投資助言報酬」と表示しております。</p>	-

## 注記事項

(貸借対照表関係)

第23期 平成21年3月31日	第24期 平成22年3月31日
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	* 1 有形固定資産の減価償却累計額
建物附属設備 43,192千円	建物附属設備 52,990千円
器具備品 85,586千円	器具備品 82,744千円

## （損益計算書関係）

第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。	1 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。
器具備品 102千円	器具備品 170千円

## （株主資本等変動計算書関係）

第23期（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	39,163	-	-	39,163
合計	39,163	-	-	39,163

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項  
該当事項はありません。3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項  
該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月25日 定時株主総会	普通株式	399,462	10,200	平成20年3月31日	平成20年6月26日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月26日 定時株主総会	普通株式	587,445	利益剰余金	15,000	平成21年3月31日	平成21年6月27日

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	39,163	-	-	39,163
合計	39,163	-	-	39,163

## 2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

## 3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

## 4. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月 26日定時株主 総会	普通株式	587,445	15,000	平成21年3月 31日	平成21年6月 27日

## (2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

## (リース取引関係)

第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
オペレーティング・リース取引 未経過リース料	1. ファイナンス・リース取引 (借主側) 所有権移転外ファイナンス・リース取引
1年内	(1) リース資産の内容
1年超	有形固定資産
合計	コピー機
	(2) リース資産の減価償却の方法
	リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

（金融商品関係）

（追加情報）

当期より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、主として国内の機関投資家や金融法人等を顧客とした投資一任契約によるもの、ならびに投資信託の運用といった投資運用業、投資助言・代理業を行っております。また、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、財務体質を悪化させるおそれのある投機的な取引は行わないこととしています。

（2）金融商品の内容およびそのリスク

当社が保有する金融商品は、主として現金及び預金、未収入金であり、当社取引先ならびに取引金融機関の信用リスク、為替や金利等の変動から生じうる市場リスク、資金の調達を行おうとするときに資金の調達を困難とする事態を生じうる流動性リスクがあります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

当社は、上記の金融商品ならびにそのリスクを管理するため、経理規程に基づき、適切な資金の運用を行っています。

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

取引先としての顧客からの投資運用報酬等に関連し、取引先である顧客との契約書の締結、公開情報等をもとに顧客の本人確認と信用状況が投資適格相当以上であることの確認、契約更新時における顧客の信用状況の確認等のリスク管理を行っています。また、未収入金は、原則として6ヶ月を超えることのないように期日管理を行っています。

預金を行う金融機関等については信用状況の確認を行い、リスク管理を行っています。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建て未収入金の為替リスクについては、最長でも四半期ごとに実現し、長期の未収入金を持たないことで為替変動リスクの低減を図り、リスク管理を行っています。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、経営の効率化と財務の健全化を図るため、自己資本を充実し、主として社内の内部留保により運転資金の調達を図り、資金調達リスクに備えております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。  
金融商品の時価等に関する事項

(単位: 千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	2,152,825	2,152,825	—
(2) 未収運用受託報酬	507,681	507,681	—
資産計	2,660,507	2,660,507	—
(1) 未払金	135,383	135,383	—
(2) 未払費用	315,549	315,549	—
(3) 未払配当金	180,600	180,600	—
負債計	631,532	631,532	—
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

### 資産

#### (1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。

#### (2) 未収運用受託報酬

当社の投資運用業による報酬であり、すべて短期であり、信託財産として管理されています。取引先信用リスクは存在するものの、契約書の締結を基に管理を行っているため時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。

### 負債

#### (1) 未払金、(2)未払費用、(3)未払配当金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によります。

(注2) 満期のある金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位: 千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	2,152,825	—	—	—
未収運用受託報酬	507,681	—	—	—
合計	2,660,507	—	—	—

## （デリバティブ取引関係）

第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （退職給付関係）

第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）								
1．採用している退職給付制度の概要 当社は、退職給付型の制度として退職一時金制度を設けております。	1．採用している退職給付制度の概要 同左								
2．退職給付債務に関する事項  <div style="text-align: right;">千円</div> <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 80%;"><u>退職給付債務</u></td><td style="text-align: right;">164,256</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">164,256</td></tr></table>	<u>退職給付債務</u>	164,256	退職給付引当金	164,256	2．退職給付債務に関する事項  <div style="text-align: right;">千円</div> <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 80%;"><u>退職給付債務</u></td><td style="text-align: right;">198,237</td></tr><tr><td>退職給付引当金</td><td style="text-align: right;">198,237</td></tr></table>	<u>退職給付債務</u>	198,237	退職給付引当金	198,237
<u>退職給付債務</u>	164,256								
退職給付引当金	164,256								
<u>退職給付債務</u>	198,237								
退職給付引当金	198,237								
3．退職給付費用に関する事項  <div style="text-align: right;">千円</div> <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 80%;"><u>勤務費用</u></td><td style="text-align: right;">34,097</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">34,097</td></tr></table>	<u>勤務費用</u>	34,097	退職給付費用	34,097	3．退職給付費用に関する事項  <div style="text-align: right;">千円</div> <table style="width: 100%;"><tr><td style="width: 80%;"><u>勤務費用</u></td><td style="text-align: right;">60,359</td></tr><tr><td>退職給付費用</td><td style="text-align: right;">60,359</td></tr></table>	<u>勤務費用</u>	60,359	退職給付費用	60,359
<u>勤務費用</u>	34,097								
退職給付費用	34,097								
<u>勤務費用</u>	60,359								
退職給付費用	60,359								
4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 当社は、退職給付債務の算定方法として簡便法を採用しております。	4．退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 同左								

## （税効果会計関係）

第23期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）	第24期 （自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）																																												
<p>1．繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">76,607千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">3,579千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">66,835千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">14,145千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">7,740千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">168,909千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">168,909千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債</td> <td style="text-align: right;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">168,909千円</td> </tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	76,607千円	未払費用否認	3,579千円	退職給付引当金	66,835千円	未払事業税	14,145千円	その他	7,740千円	繰延税金資産小計	168,909千円	評価性引当額	- 千円	繰延税金資産合計	168,909千円	繰延税金負債	- 千円	繰延税金資産の純額	168,909千円	<p>1．繰延税金資産の発生の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">賞与引当金損金算入限度超過額</td> <td style="text-align: right;">37,455千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払費用否認</td> <td style="text-align: right;">4,698千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">80,662千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">未払事業税</td> <td style="text-align: right;">2,380千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">12,510千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">137,707千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">137,707千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">- 千円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">未収還付事業税</td> <td style="text-align: right;">2,957千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,957千円</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">2,957千円</td> </tr> </table>	賞与引当金損金算入限度超過額	37,455千円	未払費用否認	4,698千円	退職給付引当金	80,662千円	未払事業税	2,380千円	その他	12,510千円	繰延税金資産小計	137,707千円	評価性引当額	137,707千円	繰延税金資産合計	- 千円	繰延税金負債		未収還付事業税	2,957千円	繰延税金負債合計	2,957千円	繰延税金負債の純額	2,957千円
賞与引当金損金算入限度超過額	76,607千円																																												
未払費用否認	3,579千円																																												
退職給付引当金	66,835千円																																												
未払事業税	14,145千円																																												
その他	7,740千円																																												
繰延税金資産小計	168,909千円																																												
評価性引当額	- 千円																																												
繰延税金資産合計	168,909千円																																												
繰延税金負債	- 千円																																												
繰延税金資産の純額	168,909千円																																												
賞与引当金損金算入限度超過額	37,455千円																																												
未払費用否認	4,698千円																																												
退職給付引当金	80,662千円																																												
未払事業税	2,380千円																																												
その他	12,510千円																																												
繰延税金資産小計	137,707千円																																												
評価性引当額	137,707千円																																												
繰延税金資産合計	- 千円																																												
繰延税金負債																																													
未収還付事業税	2,957千円																																												
繰延税金負債合計	2,957千円																																												
繰延税金負債の純額	2,957千円																																												
<p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率（調整）</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">4.10%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.28%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">還付法人税等</td> <td style="text-align: right;">0.67%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1.91%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">46.31%</td> </tr> </table>	法定実効税率（調整）	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	4.10%	住民税均等割等	0.28%	還付法人税等	0.67%	その他	1.91%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.31%	<p>2．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">法定実効税率（調整）</td> <td style="text-align: right;">40.69%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">6.64%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.60%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">評価性引当金額</td> <td style="text-align: right;">35.89%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">還付法人税等</td> <td style="text-align: right;">3.04%</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">その他</td> <td style="text-align: right;">1.68%</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black; padding-left: 20px;">税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">79.10%</td> </tr> </table>	法定実効税率（調整）	40.69%	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.64%	住民税均等割等	0.60%	評価性引当金額	35.89%	還付法人税等	3.04%	その他	1.68%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	79.10%																		
法定実効税率（調整）	40.69%																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.10%																																												
住民税均等割等	0.28%																																												
還付法人税等	0.67%																																												
その他	1.91%																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	46.31%																																												
法定実効税率（調整）	40.69%																																												
交際費等永久に損金に算入されない項目	6.64%																																												
住民税均等割等	0.60%																																												
評価性引当金額	35.89%																																												
還付法人税等	3.04%																																												
その他	1.68%																																												
税効果会計適用後の法人税等の負担率	79.10%																																												

## （関連当事者情報）

第23期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

## （追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する企業基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ	フランス、パリ市	1,384千ユーロ	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	情報提供業務報酬の受取（注2） 委託調査費（注2）	千円 217,626 123,113	未収入金 未払費用	千円 70,960 17,810
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ユース）	アメリカ、オランダ市	81,659千ドル	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1） 一般管理費の支払（注2） 委託調査費（注2） 一般経費の立替 配当金の支払	334,420 455,986 189,969 179,679 122,808	未収運用受託報酬 未払金 未払費用 未収入金 未払金	46,663 176,705 44,147 76,723 122,808
親会社の子会社	バー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・エルエルシー	アメリカ、オランダ市	78,743千ドル	モデル開発	-	-	モデル使用料	委託調査費（注2）	454,980	未払費用	97,280
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ユーク）	イギリス、ロンドン市	61,503千ポンド	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1）	541,665	未収運用受託報酬	160,097
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ダブリン）	アイルランド、ダブリン市	5,265千ドル	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1）	397,487	未収運用受託報酬	63,435

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注2）情報提供業務、調査費、調査委託費、一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容 または 職業	議決権 の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内 容	取引金額	科目	期末残高
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
役員	チェン・ リャオ	-	-	当社取締 役	-	-	-	社宅家賃 の負担 (注1)	千円 5,740	-	千円 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 雇用契約に基づいた額を負担しております。

第24期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

## (1) 兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社の子会社	アクサ・インベストメント・マネージャーズ・パリ	フランス、パリ市	1,384千ユーロ	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	サービス提供業務報酬の受取（注2）	千円 266,918	未収入金	千円 51,969
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ユーエス）	アメリカ、オランダ市	30,948千ドル	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1） 一般管理費の支払（注2） 委託調査費（注2） 一般経費の立替 配当金の支払	237,459 347,837 226,820 30,943 180,600	未収運用受託報酬 未払金 未払費用 未収入金 未払配当金	48,727 110,379 57,351 30,943 180,600
親会社の子会社	バー・ローゼンバーグ・リサーチ・センター・エルエルシー	アメリカ、オランダ市	21,998千ドル	モデル開発	-	-	モデル使用料	委託調査費（注2）	434,755	未払費用	101,692
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ユークー）	イギリス、ロンドン市	35,375千ポンド	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1）	209,334	未収運用受託報酬	47,238
親会社の子会社	アクサ・ローゼンバーグ・インベストメント・マネジメント・リミテッド（ダブリン）	アイルランド、ダブリン市	8,192千ドル	投資顧問業	-	-	投資顧問契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注1）	200,814	未収運用受託報酬	47,634

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注2）サービス提供業務、調査費、調査委託費、一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

## (2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

## 2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## (2) 親会社情報

## アクサ・インベストメント・マネージャーズ エスエー(非上場)

## (3) 重要な関連会社の要約財務情報

該当ありません。

## (1株当たり情報)

第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 63,636円55銭 1株当たり当期純利益 11,312円82銭	1株当たり純資産額 50,683円92銭 1株当たり当期純利益 2,047円37銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在しないため記載していません。	同左
1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。 1株当たり当期純利益算定上の基礎	同左
損益計算書上の当期純利益 443,043千円 普通株式に係る当期純利益 443,043千円	損益計算書上の当期純利益 80,181千円 普通株式に係る当期純利益 80,181千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。
普通株式の期中平均株数 39,163株	普通株式の期中平均株数 39,163株

## (重要な後発事象)

第23期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第24期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）、
- (3) 通常の見積りとは異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

### (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

#### (1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
中央三井アセット信託 銀行株式会社	11,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### <再信託受託会社>

名 称	資本金の額 (平成22年3月末現在)	事業の内容
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	51,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

#### (2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成22年6月30日現在)	事業の内容
日興コーディアル証券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

### 2【関係業務の概要】

#### (1) 受託会社

ファンドの受託者として、投資信託財産の保管・管理・計算等を行ないます。

#### (2) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの投資信託受益権の募集及び販売の取扱い、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・償還金の支払いに関する事務、目論見書・運用報告書等の交付、等を行ないます。

### 3【資本関係】

#### (1) 受託会社

該当事項はありません。

#### (2) 販売会社

該当事項はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（目論見書）」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用することがあります。
- (2) 目論見書の表紙又は裏表紙に、  
委託会社の名称、所在地並びに販売会社の名称を記載することがあります。  
委託会社、当ファンドのロゴ・マークを記載することがあります。  
ファンドの形態等を記載することがあります。  
図案を採用することがあります。
- (3) 目論見書の表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部又は一部を記載することがあります。  
投資信託は、預貯金や保険契約と異なり、預金保険、貯金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではないこと。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とならないこと。  
投資信託は、元金及び利回りが保証されているものではないこと。  
投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入されたお客様が負うこと。  
委託会社の情報提供窓口

[委託会社]

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社

電話番号（代表） 03-5447-3100

[9:00~17:00 土、日、祝日は除きます。]

- (4) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」を要約し、「ファンドの概要」などとして、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- (5) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (6) 投信評価機関、投信評価会社等による評価を取得・使用する場合があります。
- (7) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年11月9日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員      公認会計士  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ日本株式ロングショート・ファンドの平成21年8月11日から平成22年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ日本株式ロングショート・ファンドの平成22年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成22年6月21日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 奈良昌彦  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成21年9月16日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ日本株式ロングショート・ファンドの平成20年8月12日から平成21年8月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ日本株式ロングショート・ファンドの平成21年8月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

## 独立監査人の監査報告書

平成21年6月26日

アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社  
取締役会 御中

### あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アクサ・ローゼンバーグ証券投信投資顧問株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。